

まず、企業局においては、中小企業振興の基本政策の策定及び推進、協同組合等、中小企業の組織化対策、中小企業の近代化の促進、国際経済の変動に伴う中小企業対策、下請中小企業の振興並びに中小企業退職金共済制度など、中小企業の従事者の福祉対策などのほか、公明党の別途提案による中小企業者の事業分野に参入する大企業者の事業活動の調整に関する法律に基づき、特定の中小企業者の事業分野については大企業との利害を調整することにより、中小企業の保護を図るという調整事務等を行うこととしております。

指導局においては、中小企業の経営診断指導、技術開発、製品の品質向上に関する指導、助成、輸出振興、国内市場の開拓等に関する事務を行うこととし、金融局においては、中小企業に対する資金のあっせん、中小企業の信用補完業務、政府系中小企業金融機関の監督等を行うこととしております。

小規模企業局においては、小売業の近代化など商業の振興及び小規模事業対策のほか、公明党の別途提案による小規模事業者生業安定資金金融通特別制度により、一定の小規模事業者に対し、無利子、無担保、無保証で利用できる画期的な融資制度を新設し、その関係事務を担当するようにしております。

さらに、各地域の実情に即した、きめ細い施策の実施及び国と都道府県等の中小企業政策の連絡調整のため、地方支分部局として全国に八つの中小企業局を配備することとし、このほか、中小企業者の付属機関として、中小企業安定審議会、中央中小企業調停審議会、中小企業近代化審議会及び中央中小企業分野調整審査会を置くこととしております。

以上が本法案の主な内容であります。何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(加藤武徳君) 以上で説明は終わりました。本案の審査は後日に譲りたいと思います。

○委員長(加藤武徳君) 次に、恩給法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から説明を聴取いたします。植木總務長官。

○国務大臣(植木光教君) ただいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案による措置の第一点は、恩給年額の増額であります。

これは、実施時期を昨年よりさらに一カ月繰り上げまして昭和五十年八月から、昭和四十九年度における国家公務員の給与改善率により二・九・三・増額するとともに、昭和五十一年一月から、恩給と公務員給与との水準差の補てんを完結するため、さらに六・八％を上乗せすることとし、この両者を合わせ、恩給年額を三八・一％増額しようとするものであります。

その第二点は、普通恩給等の最低保障の改善であります。

これは、今回の恩給年額の増額措置に伴いまして、長期在職の老齢者の普通恩給の最低保障額を三十二万一千六百円から四十二万二千元に引き上げる等、普通恩給及び普通扶助料の最低保障額を大幅に引き上げようとするものであります。

その第三点は、扶養加給額の引き上げであります。

これは、傷病恩給及び公務関係扶助料に係る扶養加給額を、現職公務員の扶養手当相当額に引き上げようとするものであります。

その第四点は、八十歳以上の高齢者の恩給の算出率の特例であります。

八十歳以上の高齢者の普通恩給または扶助料の年額を計算する場合には、普通恩給の最短期限を超える実在職年の年数が十年に達するまでの一年について、基礎俸給の三分の一に相当する額を普通恩給年額に加えることによって、その処遇の改善を図ろうとするものであります。

その第五点は、六十五歳未満の傷病者の併給普通恩給に対する最低保障の適用であります。

六十五歳未満の傷病者の併給普通恩給で、これまで最低保障の適用を受けていなかった者についても、六十五歳以上の者と同様に最低保障を適用することにより、傷病者の優遇を図ろうとするものであります。

その第六点は、旧軍人に対する一時恩給の支給範囲の拡大であります。

引き続き実在職年が三年以上七年未満の旧軍人またはその遺族に対する一時恩給または一時扶助料は、下士官以上として六月以上在職することが支給要件とされておりますが、この支給要件を廃止し、その対象を兵にまで拡大することとし、引き続き実在職年が三年以上ありながら、従来一時恩給等を支給されなかった旧軍人またはその遺族に対し一時恩給または一時扶助料を支給しようとするものであります。

その第七点は、旧軍人等の加算年の年額計算への算入要件の緩和であります。

現在、七十歳以上の老齢者、七十歳未満の傷病者または妻子に給する普通恩給または扶助料の年額を計算する場合には、旧軍人等の加算年を年額計算の基礎に算入いたしておりますが、今回は、七十歳以上という年齢要件を五歳引き下げ、六十五歳以上七十歳未満の老齢者の普通恩給または扶助料についてもこの措置を及ぼすことにより、戦地等で勤務された方々に対する処遇の範囲を広げようとするものであります。

その第八点は、特別加給の増額であります。

増加恩給受給者の中でも特に重症である第二項以上の受給者に対しては現在、年額七万二千元の特別加給が支給されておりますが、重症者という特殊事情を考慮いたしまして、その額を十二万円に引き上げようとするものであります。

六・八％の増額を昭和五十一年一月から実施するほかは、すべて昭和五十年八月から実施することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(加藤武徳君) 以上で説明は終わりました。本案の審査は後日に譲りたいと思います。

○委員長(加藤武徳君) 次に、許可、認可等の整理に関する法律案を議題といたします。

まず、政府から説明を聴取いたします。松澤行政管理庁長官。

○国務大臣(松澤雄蔵君) ただいま議題となりました許可、認可等の整理に関する法律案について、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

政府は、行政の簡素化及び合理化を促進するため、許可、認可の整理を図つてまいりましたが、さらに、その推進を図るため、昨年十一月六日に提出された行政監理委員会の許可認可等に関する改善方策についての答申事項のうち法律の改正を要するもので今年度分として成果を得たものなどを取りまとめ、この法律案を提出することになりました。

法律案の内容について御説明申し上げますと、第一に、認可等による規制を継続する必要がある認められないものにつきましてはこれを廃止し、第二に、規制の方法または手続を簡素化することが適当と認められるものにつきましては規制を緩和し、第三に、下部機関等において処理することが能率的であり、かつ実情に即応すると認められるものにつきましては処分権限を委譲し、第四に、規定の明確化を図る必要があるものにつきましまして規定を整備することとしております。

以上により廃止するものが六事項、規制を緩和するものが十二事項、権限を委譲するものが四事項、規定を整備するものが一事項、計二十三事項

十八で多いということになるわけです。このような世論の動向は、特に二十代の若者の中に、あえて言えば皇室否定、さらに無視、いまの天皇はともかく、次の世代——皇太子のときにはというふうな非常に生の反応を示していることが、この総理府の調査を始め、朝日新聞のことし一月元旦の特集記事、世代間の断絶という特集であらわれています。たとえば、皇室関係のニュースやあるいは論調に興味を持つと答えた方が、これが五〇％でありますけれども、持たないという層が四三％である。これをまあフィフティ・フィフティと割り切れることはラフに過ぎるとしまして、少なくともほとんど半数に近い人は、皇室の記事、ニュース、動き、動向、ありように、関心ありません。こう答えているのです。このことは、やはり非常に重大な問題と結びつくと思います。しかも、関心を持つと言った世代の大半が六十歳以上という年代層に限られておるといことも一つの問題点であります。逆に、関心を持たないと答えた年代層が二十代にほとんど集中しているという事実も、天皇から皇太子へのつながりを考え、今後の皇室のありようを考える上では、またきわめて大きな問題を投げかけていると思います。

そこで、イギリス国民の圧倒的な王制支持がどこから根差しているのかということ、私なりにまとめてみましたけれども、やはりいまイギリスの王室というのは、かつての神権絶対主義というものから、敬愛すべき象徴としてふだんにマスコミに乗るような、いわばテレビ君主制とも言うべき第三の開花期に入っている、こういうことをイギリスの社会心理学者たちは指摘しています。つまり、明らかに一〇〇％、いや一〇〇％以上人間である、生々しい人間であるという、しかもそれがマスメディアに乗って正當にイギリス国民に受け入れられているという、そこも第三期に入っていると言います。毎朝ロンドンで発行されているタイムズ紙は、宮廷欄というのを必ずレギュラーに掲載しています。そこには、王族が自由に意見を述べるコラムも掲載されれば、あるいは

きょうフィリップさんはどうする、女王はどうする、だれがどう訪問して何を言ったということが事細かに述べられていて、それは読者の関心度の最もシャープな、非常によく読まれている欄だとされています。そうして一方では、イギリス国民というのは、いまの王制というものを、王室というもののについて、たとえばこう言っていますね。多くの世論が、王制が存続し得るのは働く王室であるからである、役に立つ王室であるからである、女王の押す決裁は盲判ではなくて一つ一つ吟味をしているからである、絶えず時代の変化に適応しようとしているからである、だから許容できるといふわけです。たとえばイギリスの議會は、もう皆さんも御存じのように、イギリス議會の王室經濟論議というのは名物になっておりますけれども、実に率直に言わねばと、王室費が高い、安い、削れ、こういう論議を堂々とやっています。そして、そのイギリスにおいてさえ、イギリス王室は、では浪費をしていると思いませんかという調査に対して、三九％しか浪費しているということを確認していません。逆に、りっぱにお金を使っている、イギリス国民の敬愛の対象だ、りっぱにお金を使っているという層が五一％にも達しているというところは、やはり私のいま申し上げたような時代変化に適応しようとする絶えざるイギリス王室の努力というのがそれを支えていると思えます。イギリス王室というのを何も私は絶対視して、皇室のありようが全然だめで、イギリス王室がすばらしい、そんなちやちやなことを申し上げるつもりは毛頭ありません。ただ、イギリス王室というものが、大きな働きに比べれば実に小さな権力をしか持っていない、首相任免権くらいをしか現実には行使していないけれども、それにしてもよく働いてくれている、こういう温かい評価をしております。もちろん働く王室と日本の皇室のありようを単純に短絡して比較をするつもりは、先ほども申し上げましたように全くありません。ありませんが、やはり日本の皇室、あるいは皇室を支えている宮内庁のありようは、国民に

もっと受け込み、もっと敬愛されるためにどうすればよいかという最も基本的な視点が、残念ながら私の価値観によれば、私の眼によれば、宇佐美さん長年の努力にもかかわらず、あるいはその努力のゆえに、私はそういう基本的な視点が決定的に欠け落ちていのではないかと思います。以上のこと、私は概論として長官にお聞き取りをいたしたいわけでありまして、これからいろいろと具体的な質問で、こういう機会がなかなかないと思えますし、私と私のスタッフが調べたところでは、少なくとも国会の場で、宇佐美宮内庁長官が全体像として、皇室のありよう、あるいは宮内庁行政の方向、理念、哲学、こういうものをお述べになったことはほとんどないやに理解しております。この理解が間違っていればきょうの私の私との応酬の中で正していただきたいと思います。

そこで、まず長官に伺いたいのですけれども、私の意見はもう意見として結構ですが、あなたはエリザベス女王の日本訪問というものをどんなふうにお受けとめになったのか、学ぶべき点があるかとすればどんなポイントに選ばれているのか、その辺をまず伺っておきたいと思えます。

○説明員(宇佐美長官) ただいま大変広い範囲にわたって資料に基づいて御意見の御開陳があり、御質問がございました。私も三年半ばかり前に初めて御下のお供をいたしましてヨーロッパ諸国を回ってまいりました。最近、特に昨年十一月には、共和国として世界でも一番力強い国でありますアメリカのフォード大統領が国賓としてお見えになり、この四月の初めには共産圏のルーマニアの大統領が御来日になりました。またすぐ、これこそ王室としては、国会、議會の発祥とも言われるようなイギリスの王室の女王がお見えになりました。われわれの仕事は、宮内庁としましては皇室に関する部分の分担でありまして、全体としては外務省、政府の方でいろいろ御検討になったわけでございますが、いろいろな点から考えてみまして、そういう国賓を扱うという点から申しますと、大体どこの国でも行いますことは同じでございます。飛行

場等における歓迎の大きな行事、あるいは歓迎の晩さん会、あるいは外交団の接見、ほとんど大きな点は決まっております。しかしながら、それをあらわすところにやはりその国々の伝統とか、あるいは習慣とか、物の考え方というものがいろいろに出てくるものだと思います。で、私もはそのような点を通じて、いままで外国を余り知らなかったというところを、今回の御指摘になりましたイギリスの女王の御来日が非常にりっぱに行われ、非常に喜んでお帰りになりましたことは、私もといいたしましても心から喜びお祝いをいたしたいと思えます。国民のこれを迎える態度も非常にみごとであつたと私は思えます。イギリスの放送担当の人が本國向けに宇宙中継を送る際に、非常に興奮して日本をほめ上げていたという話を聞いたこともございます。ただ、やはり陛下がいられただときは戦争の影響というものが出ておりました。そういうことで、若干の事件とやうと大げさでございますけれども、事柄が起こっております。感情があらわれておりました。そういうことを、やはりあらたとして心配をされたんじゃないかというところを言う人もございます。しかし、日本ではそういうことについて何ら触れる人もなく、心からお迎えしたということで、イギリス側もお帰りになった後の報道も非常に喜びをあらわしていると思えます。で、私どももその状況を見まして感ずるところがいろいろございます。ただやはり、さつきも仰せになりましたとおり、その国々の伝統、国民の気質、いろんな点からあらわれてくるわけでございまして、たとえばイギリス人の粘り強い、あらゆるものに耐えていくという一たんこうと思うと非常に長くそれを守るといふような気質、こういう点とわが国との関係で考えてみますと、われわれは第二次大戦という不幸な戦争を経験いたしました。それを契機に非常に国民の物の考え方ということも影響が出てまいりました。で、物資もない、あるいは精神的にも打撃を受けて、そういうさなからやはり昔ながら

らの日本の皇室のあり方というものを、それに加えてそういうことがいろいろと論ぜられまして、国民の間にもいろんな思想を持つ人たちがあらわれてきております。われわれは、こういう問題はもちろん無視しているわけでございません。あくまでも陛下は新しい憲法に基づきまして、日本国の象徴、日本国民の結合の中心として、国民のためにその地位をはっきりさせられる。憲法の示すところのとおり、憲法に決められました国事行為以外は国政に関与なさらない。そういう権能はないということになっております。そういう点を考えてみましても、たとえば女王が見えましたときの晩さん会の御演説を比べてみても、はっきり感じが出てくるわけであります。イギリスでは、仰せのとおりに国会において女王は政府の所見をお述べになるわけで、政治的な面についてもはっきりとお読みになるわけでございますが、わが国ではそういうことができません。そういう点で、ああいうときにも非常にそのお言葉に苦勞するわけでございます。ですから、国のあらゆる問題をしよって日本の国のために努力なさるということに非常な限界が出てきているわけであります。そういうようなことがございますから、そういういわゆる歴史、過去の歴史なりいまの新しい憲法という問題を考えてまいりまして、努力なさいますにも非常な限界が出てくる。そういう論議は国会においてもたくさん出るわけでございます。ですから、率直に国民とともにいうようなことは、議論の内容において相当変わってくるということとこそを私は今回あのお言葉を両方向ってしております。つくづく感じたわけであります。

ういうような立場は、陛下が一種の大きな政治問題のような経済問題に触れてなさるといふこともできない。他の皇族さんも、憲法には何もございませんが、しかし皇位継承権をお持ちになられる方々、やはり同じようなことであらうと思います。そういうようなことでございますから、ただ、昔から国民のために何でもやらうと、ことに気の毒な人の福祉のためには努めるというのが日本の皇室の伝統であつたと思います。そういうことに力をお入れになつておるわけでございます。その他に文化とか學術、芸術方面にもなさつておりますけれども、とにかくそういうような点で、やはりその国々の国民的氣質あるいは伝統というものによつて動いてまいりますので、こちらが、ただほかの国がいいからそのままやれるというものでもないといふ私は思います。

おっしゃるとおり、私も少し長過ぎると自分で思つておりますけれども、なかなか、それからそれへといろいろなことが出まして、もう途中で仕事をほうり出すというわけにもまいらない性格のところもございます。まあこういう点、ここで申し上げることもできませんが、私といたしまして、小泉信三博士なんかが御生存のときもよく来られて、十年後の皇室をどうするか言つて意見を聞きに来られました、私は逆に先生の御意見を聞きたかつたわけでありますが、そういうようなことは常に頭にございますが、理論的に、あるいはいま申しましたような全国民の生活あるいは思想に影響するような問題に触れて行つたということとは、なかなかむずかしい現状であると私は思います。ですから、それ以外のことでそういう御態度を示していただくというほかには私は考えておるわけでございます。

で、今回フォード大統領、それからイギリスの女王のとき、晩さん会の光景、あれはどの國の元首が見えましても、ああいうふうにならぬくらい長いお言葉を述べていらつしやいまして、それを写真に撮り、放送のできるようになっておりましたけれども、それは中継でございせんし――

それから、お言葉の聲が入っております。今度あれをいたしまして、非常に反響が大きかったと思います。初めてよくわかったというようなことがございます。しかし、アメリカからもエンペラー・ヒロヒトという国民からの手紙が大分参りました。非常に喜んだ手紙と早くわが国においてくださいというような手紙が参るようになっております。

まあそういうことで、日本の国民の皆様からも、そういうようなことがございまして、おっしゃるとおりにできることはなるべくオープンにこれかからはいいたしたいという感想を強く持っているわけでございます。

まあいま感じましたことを、お答えになるかどうかわかりませんが、以上申し上げさせていただきます。

○藥叢君 私も、私の概論以外のところは簡潔に表現をして質問のポイントに凝集しますから、いまのように非常に御懇篤な御答弁、非常に歓迎されるべきであります。何分にも二時間というごく短いあわただしい時間帯ですから、以後は具体的にポイント、ポイントをお答えいただければなおすばらしいと思います。

私、もう一つ、イギリスの今度のエリザベス女王のバレードのことにちよつとこだわりたいんですけれど、たとえばイギリス側の方から、人がたくさんいらつしやる時にはスピードを落としてくださいというお申し出が女王のそばからあつたわけですね。女王御自身とも言われております。その場合のイギリスの感覚というのは、どこの国にでも異常な人間はいるものです、しかしそれはコンマ以下の危険でしかありません、微々たる確率を恐れて大多數の善良な市民への礼と交流を失してはならないというのがイギリス側の感覚だと

されています。あのときに、十一万人のどよめきの中からたくさん聞かれましたのは、なぜ、これほど自然に盛り上がったあのパレードに、天皇、皇后両陛下は無理としても、皇太子御夫妻が同乗されないんだらうか、わずかに、非常に現代的なある青年、皇族の一員が一番後尾についてはいま

したけれども、やはり宇佐美さんの感覚は、前例にないから。これは非常に簡単なんです。安全ですし手がないです。石橋をたたいても渡らない流儀ですからそれはいいと思うんです、安全だと思いますが、あのときなんかは、むしろ皇太子御夫妻が同乗をして、そうして手を振られるというぐらいの、これは演出とかいう問題ではなくて、ありようとしてなぜなかったのか、その辺非常に不思議に思ったのですが、頭からそういうことはプランニングにはなかったのですか。

○説明員(宇佐美義君) 私どもも、これは外務省でいろいろイギリス側とお話しになったことだとお思いですが、途中で何っておりますと、なるべくオープンカーで歩きたい、したがって、それを通じて日本の国民に広く接したいというお気持ちであつたと何っております。したがって、自動車、スピードも、速いのは困るという結論になることは何っております。ただ、これはわかりませんが、仄聞しますと、警備上の問題とかいろいろなこと、あそここの帝国ホテルから国立劇場までということになつたさうでございます。ただ、私どもにその際、どなたか日本の皇族が同乗されてはどうかというようなのは、あれが済みました後、新聞等で拝見しただけで、われわれの耳に入つたのはそのときが初めてでございます。私どもはそれを聞きまして感じますことは、あれは、余りほかの人じゃなくて、お二方が光つてお歩きたいだくべきものだとかわれわれは考えております。よいなと申したらおかしいうございしますが、たくさん歩いて歩いているというよりも、お二人だけが立つてたえていられるということがより光るというふうに私は考えます。

○藥叢書 宇佐美長官とこれは基本的に考え方が違うと思いますが、私の考え方は、いまの日本の皇室というのは非常に過渡期の皇室だと思えます。あえて言えば中途半端です。流動的でもあります。安定していない。つまり、アジア的な絶対君主制からいわばヨーロッパ的な開かれた王室というか、皇室というか、皇室へのつまり過

渡期ではないか。かつては、天皇、皇室を取り巻いたのは、例の枢密院であるとか貴族院であるとか、重臣層、これはいわゆる皇室の藩屏としてこんな分厚いかきねをつくって、そうして、時としては天皇、皇室を最大限に利用しながらよからぬことにふけた、誤った路線に民族を引きずったという歴史がありますね。ところが、それは神権天皇時代です。いままさに人間天皇時代です。この踏まえようが宮内庁に基本的にほくは足りないと思ふんです。私はそう思ふんです。だから、かつては皇室の藩屏がかきねであつた。いまは宮内庁、あなたが統括してらっしゃる宮内庁そのものが国民と皇室を隔てるかきねになっているという認識が私には抜けないんです。いま私の質問に対して長官は、いやこれからはオープンにできるところはします、こうおっしゃった。じゃ具体的に皇室と国民を近づけるためにどんなことをいま考えていらっしゃるのか、この際いかがですか、ちょっと開陳をしていただきたいと思います。具体的なポイント。

○説明員(宇佐美義春) 具体的問題と仰せになりました。すぐはあれでございすけれども、今度お供いたしましたも、両陛下が地方へおいでになりましていろんな施設をごらんになりましたも、もう両陛下のお考えのとおりに動いていただきまして、われわれはこうしていただきたいという振りつけなどは一切いたしておりません。受けている方では、私は非常にみんな喜んでいるんではないかと感じて帰っておるわけでございます。

ただ、實際問題といたしまして、たとえば正月二日の日に一般参賀の人は二重橋から入りまして宮殿の前を通過いたしますが、その際に、一日に九回から十回ぐらいお出ましになっているわけでございます。それはいまガラスの部屋をつくつてその中にお立ちを願っている。これは私どもはやはりたくてやっているんじゃないやしません。過去において、直接その場をねらったパチンコをやりますとか、発煙筒をたくとかいろんな事件が起つております。そういうような情勢で、これも

警察当局のいろんな問題、ことに最近の爆破問題、いろんな点から考えまして、そういうことをまだ取り切れずにあります。これは報道の場合にもガラスがあつてうまく写らないという問題はもう十分承知しておりますし、ただ、われわれはそういうことが過去に幾つか例があり、これが裁判になつたときも、あくまでもまたやるといふようなことを言われますと、なかなかそう簡単にはいかない。われわれも、お出ましになつたときに監視庁は一生懸命やつてくれますけれども万金ということはないだろうと思つております。しかし、みんながそうやつてくれればまずいくだろうと、ですから、そういう国民のためにすべてをなさろうというときに、あの長い道中がすべて万全であるとはなかなか言い切れない問題であります。それはイギリスでも同じことだろうと思ひます。しかし、そうじゃなくて、具体的のいろんな事例が起こつてきますと、われわれも用心しなければならぬ。それから、人にお会いになりまして、中には自分の宣伝演説を始める人があつたりいろいろございまして、ただ接すると申ししても、そういう国民のお迎えの仕方、こういうことと皇室のいろいろ御工夫というものが合つていきませうと、なかなか一方的だけではいけないことも出てまいります。

そういうわけでございまして、私どもはそういう点で、なるべくかきねが取れて、本当に率直にお話し合いができる、これは両陛下の常におっしゃっていることで、望んでいらつしやるところでございますから、われわれはこれも実現していきたいと思いますが、いままでのような、最近の情勢、まあ警備当局の見解等を聞きますと、必ずしも安心ばかりはできない点がございます。特に本年あたり、いわゆる過激グループというのが、天皇あるいは皇太子を第一の目標にしていると全部が同じ声をこし初めて上げております。そういうことも、われわれはイギリスでは余らないことじゃないかと思っております。そういう点で、そういうものがある程度動いている事実から見ま

すと、そう簡単なこととは言えないというのかわか
国の遺憾ながら情勢じやないかと思ひます。

○養豊 これはいま非常にホットな世論調査があるわけじゃありません。しかし、少なくとも、いまの宮内庁を非常に他の行政諸官庁と比べて開放的だ、明るい、すばらしいと言う人はほとんどいないと思います。失礼かもしれませんが。それはやはり宮内庁というところが、用語から機構から、もう慣習慣習、書類は毛筆書き、莊重な雰囲気、これはやむを得ない面もあります。ところが、そういう面が多過ぎます。少なくとも、いままだ短い時間しかあなたと向かい合っていないかもしれませんけれども、やはりあなたも警察畑でいらつしやる、歴代総務課長はすぐれてそうである。警察の方も宮内庁と非常に近い、人脈上ですね。警備感覚はシャープだけれども国民とのリレーションというか、あるいは正当な意味のPRというか、あるいは受け入れというか、そういう感覚は失礼ですが、大変お古いと思います。

で、具体的に伺いたいと思うんですけれども、いまマスコミと皇室ということをおわれわれ考えたと思うんです。日本の場合、開かれた皇室にするためにはやはりいい意味でマスメディアと接触をすることがいまま必要じゃないかと思うんです。それについて具体的に伺いたいんですけれども、いま天皇はもちろん会見がありません。元首は会見せずということをたしか宇佐美長官、何かの機会に非公式に漏らされたはずで、それにかわるべきものとは——かわれないと思いますが、毎月三回、一日に宮内庁記者会と長官とのまあ一種の、カンファレンスではないが雑談といえますか。小さな非公式なミーティングがあるはずですね。これはまあ雑談ですからその範囲でしかないと思う。ところが、たとえば那須の御用邸での記者会見と称せられる記者会見類似のものは、御会釈と言っていますね、御会釈。会見じゃないんだと。まあ夏、那須の御用邸に行かれる、そのときに記者団が行く。たまたま、偶然、路傍であるいは座の一隅ですれ違った、すれ違った人に会釈をする

のは当然だというふうな舞台装置をして、何か御会釈ということになっているそうです。そして、宮内庁の記者クラブからは事前に会見の粗筋を提出してもらって、総務課長でしょう、恐らく。それから侍従長、それから次長、宇佐美長官という階段を登り詰めてあなたが決裁をするということになっているのではないかと思います。ただ問題は、ああいうときこそ、写真も宮内庁お貸し下げ、五メートル以上離れたまゝではなくて、もつと親しみのある天皇というものをやはりマスメディアに乗っけるためにあなたの「工夫があつていい」と思うんです。御会釈じやなくて会見でなぜいいのか。だから、会釈なんだから、会見じやないんだから、立つて行つていますね、いま、立つて。もちろん足腰を鍛えるにはいいけれども、立つて行つて。メモも許されない。近ごろやつとテープの使用が許されたと仄聞しておりますが、写真は囑託と称するカメラマンの方が撮つたものを、かつての御真影の発想だとぼくは思うんですが、それを下し与える。いまだきこれは、ぼくは非常にアナクロニズムじやないかと思うんです、失礼だけれども。やはり私はもつとオープンに、もつとさりげなくなさる必要があると思う。たとえば、このことを宮内庁長官、この点よく聞いていたいただきたいんですけれども、昭和四十六年に天皇が中国地方を巡幸された。その際に、松江の宿舎で偶然、本当に突然陛下と一言二言お話し合いになる機会があつたそうですよ。そのときに天皇自身が、もつときさくに振る舞いたいという意味のことを述べられたやに仄聞しております。天皇自身には、相撲だつて大好きな天皇なんだから、一回だけはあるかなんかこんなにして見るのじやなくて、砂つかぶりということだつて、相撲ファンは喜びますよ、天皇はもつとお喜びになります。一事が万事で、とにかく宮内庁のマスコミ感覚というのはいま言つた御会釈、お貸し下げ写真が象徴しています。かと思つと、一部の女性週刊誌となると比較的自由に出入りをしたり、それもどいうポイントにしばるかというと話題性です。

それから、皇族の方々というのは、ヨーロッパでも普通記者会見ということはないというふうに聞いております。ただ、外国へ出られますと、さつき申しましたような、いわゆるレセプション形式と

そんなにかた苦しく考えているわけでもない。そんなが、一般の政治家と違いますし、現在問題になっている社会問題であるとか政治問題を伺うのは困るという意味で、どういうことを伺うのかと。ま

ちよつとあおつて書いたとか、筆を滑らしたとか、それから、お天皇陛下とかいうことを例に引かれましたけれども、そういうことはむしろほほ笑ましいケースであつて、筆をゆがめるのは別ですけ

日刊的な新聞、それから放送、こういうものに本
当に公平に出しておりまして、ときに大きなことと
がありますと週刊誌も参加を求めています
が、そのときは代表の人が――全部というわけに

はまいりませんから、その場所によって人数を制限する場合もございますけれども、特別に週刊誌だけに出版するということは全くございません。いろんな、外へ出られませんでしたにすぎない、外国までついで写真を撮っているようでありまして、しかも、そういったまじめな御勉強のところは余り使いません、いわゆる世間でいうマイホーム的なところばかり使っている傾向があつて、それを見るたさんの読者から見ますと、そういう印象を持ち出すというのはわれわれとしては非常に困った問題の一つだと思つております。もっとわれわれも、仰せのとおり私どももすべて間違いない、正しい、もう少しできないかということは何も考えてないわけではございません。要するに、また、その皇族様の中にもそれぞれの特色をお持ちになつておりますから、そういう方に非常に合うようなやり方も考えなきゃなりません。それから、一つの抵抗と申しますが、マスコミの申し出ましたことがすべて正しいとも私は思わないことが大分ございます。われわれは遠慮なく意見を申したいです。それで、ただおっしゃるような点は、われわれとしても反省していく点があろうと思ひます。今後それはもう一々細かいことについて気を配つてまいりたい、かように考えます。

○衆議君 非常に慎重に言葉を探していらつしやいますけれどもね。いわゆる警備感より正当な市民感覚というか、これがこれからの皇室に必要だと思ふんです。宮内庁という官庁は非常に特殊な雰囲気になつています。宮内庁のことを、非常に精通しているジャーナリストなんか、あるいは学者の話なんか聞いてみますと、宮内庁に働いてはる職員の方は、いわゆる公のサーバント、公僕ではなくて、すめらぎ、皇室のしもべだと、皇族、発音は同じでもありやうが違つてまて言う人がいて、それはもう宇佐美長官なんか猛烈と反論をされるかもしれませんが、ありやうはそれのように見られてゐるわけです。私もややそれに近い考えを持っています。

そうすると、やっぱりあれですか、私の申し上げたのは週刊誌への比率と、一般のいわゆるテレビ、電波メディアを含めた日刊ジャーナリズム、それとの比率の問題を申し上げたんで、何も週刊誌だけというふうなニュアンスで申し上げたつもりはありません。そうすると、やっぱりいまのような方向を踏襲されて、具体的には改めるポイントというか、ないわけですね。そういうことなんですか。

○説明員(宇佐美長官) まあ改めるポイントというのは、具体的なことにならないと困るわけでありまして、われわれは、新官殿をつくる場合におきまして、昔には想像できなかったような、一番大事な儀式の部屋に、写真も入り、記者も拝見できるような設備をしているわけでありまして、国民のためになる公的な問題は、そういうことを通じて出していだきたい、宮殿をつくるときからそういう設備ができて、それをある程度利用しているわけでありまして、そういうわけで、今度のイギリス女王の見えまして、宇宙中継で生中継、もうあれは映す方の仕掛けというのも大変な仕掛けで、NHKもずいぶん苦労されたと思ふのであります。まあ部屋からいって、余りそういった機械類などざらざら入っていると、余りどうかと思ひますけれども、これはもう、全世界に知らせ、あるいは全国民に見ていただくというところで、われわれはそれをやるように協力をしてまいつたわけでありまして、ですから、そういう点も今後われわれとしても考えるところがあろうと思ひます。そういうことはもう十分に検討しながら進んでいきたいと思ひます。

○衆議君 まあ余り具体的な点をお詰めになつてないやうですが、とにかく私たちは、たとえばデスマーク的な皇室に一番になれなんて全然期待しません、そんな無理なことは、あそこその王は、御存じのようにならねえ、それであつて、町に買い物にも行かれる。すれ違つた市民が、ああキングだ、ハローというやうな感じの王室、また王であるやうですね。そこまではとても日本の皇室は未来永劫だめだと思つています、私自身、し

かし、少なくとも、いまの宇佐美さんの体質や感覚からすると、もつと隔かれた皇室にしてみたいという多くの声は、しよせんはね返されるんじゃないかというやうな懸念がどうしてもぬぐえない。たとえば、正月なんかお貸し下げ写真じゃなくて、代表取材をしてみたら、テレビのキー・ステーションに、たとえば団らんの様子を取材してみたら、放映をするというやうなやさやかな試みであるとか、ここの夏からは、御衣冠ではなくてあたりまえな会見を御須なら御須でやってみるとか、年に一回は、天皇、皇后両陛下、たとえばそれぞれのお一人、お一人の誕生日などにはもつて隔てのない会見をするとか、せめてそれぐらいのことはできませんか。

○説明員(宇佐美長官) まあ、すでに皇太子さまはお誕生日になつてござります。妃殿下もなさつておるはずでござります。ただ、両陛下の場合にはそういうことは一々いたしてございません。ただ、写真を出し、あるいは最近の御動静を新聞社の方に話をいたすというやうな程度でござります。これは毎年のことでござります。お正月のお写真とおっしゃいますが、皆さんお忙しいので、あの一枚撮るんでも、その日取りに大変苦労してゐるわけでございます。そういうやうな楽な報道の態勢ができるかどうか、今後十分に研究しなきゃならないと思ひますけれども、いまのところはそういうことで進んできたわけでありまして、今後はよく検討をしてまいりたいと思ひます。

○衆議君 私自身の考え方方には、皇室というものがこれ以上大きな権限の対象になつたり、利用される存在になつてはいけないと、あくまで象徴天皇の路線は徹平として守るべきであるという大きな前提に立っている。だから、やたらに皇室の記事がはんらんされることを奨励するとか、期待する、そういう見解は毛頭持っていない。控え目であればあるほどいいと思つてゐる一人なんだけれども、それにしても余りにも閉鎖的過ぎるという立場から質問をしてゐるんですが、これ以上マスコミと皇室の関係やつても仕方ありません。

せんから、少し具体的に前に進めたいと思ひます。宇佐美長官は、第六十八国会、同じこの参議院の当委員会におきまして、うちの山崎議員に対して、宮内庁の運営について質問を受け、そうして答弁をしている中で、宮内庁の運営についてはもつと明確な基準をつくつて大綱を考えたいという意味のことを答弁されておられます。六十八国会から現在七十五国会、かなり時間が経過しているわけですが、宮内庁長官として、宮内庁の運営大綱というものをその後どうまとめられたのか、まとまつていないならば、どこまで、どういう点について作業が煮詰まつているのか、それはどういふものか、この際お示し願ひたいと思ふんです。

○説明員(宇佐美長官) 私が宮内庁に入りましたとき、前長官からも話がありました。それは新しい憲法によって昔の諸規定が全部無効となつたわけでありまして、そういうわけでござりますから、適當のときに、そういった全体を運営する上での諸規定をやらなきゃいけないんじゃないかというお話がございました。ただ私はその当時から考えておるわけでありまして、明治の末期ごろでございました皇室関係の諸規定というのは、実にたくさんできておりました。それが一挙になつたわけでありまして、同時に、戦後の日本の国情というものは刻々に変わつたわけでありまして、一つの一つの宮内庁の、皇室のやうな決まつた諸行事が行われる場合におきまして、その規定をつくるということは、そういう激しい時代につくるとかえつて困ることも出てまいります。で、私どもはそういう意味で、いろいろその間、皇太子殿下の御成年式とか、あるいは立太子礼とか、いろいろございまして、皇太后さまの御葬儀もございまして、いろいろな点があつたのでございまして、その際に、昔の例も引きながら、新しい日本の時代にはどうあるべきかということを検討いたしまして、具体的にいろいろ取捨選択をして方針を決め、閣議にも基本的なことをかけてそれで進めてまいつたわけでありまして、あ

せんから、少し具体的に前に進めたいと思ひます。宇佐美長官は、第六十八国会、同じこの参議院の当委員会におきまして、うちの山崎議員に対して、宮内庁の運営について質問を受け、そうして答弁をしている中で、宮内庁の運営についてはもつと明確な基準をつくつて大綱を考えたいという意味のことを答弁されておられます。六十八国会から現在七十五国会、かなり時間が経過しているわけですが、宮内庁長官として、宮内庁の運営大綱というものをその後どうまとめられたのか、まとまつていないならば、どこまで、どういう点について作業が煮詰まつているのか、それはどういふものか、この際お示し願ひたいと思ふんです。

せんから、少し具体的に前に進めたいと思ひます。宇佐美長官は、第六十八国会、同じこの参議院の当委員会におきまして、うちの山崎議員に対して、宮内庁の運営について質問を受け、そうして答弁をしている中で、宮内庁の運営についてはもつと明確な基準をつくつて大綱を考えたいという意味のことを答弁されておられます。六十八国会から現在七十五国会、かなり時間が経過しているわけですが、宮内庁長官として、宮内庁の運営大綱というものをその後どうまとめられたのか、まとまつていないならば、どこまで、どういう点について作業が煮詰まつているのか、それはどういふものか、この際お示し願ひたいと思ふんです。

る程度、やはり一種の不文法的なことである。いろいろ激しい変遷を経た上でない、いきなり取りかかってしまうと動きがとれないことも起こるというところでございます。しかし、だんだん世間も落ちついてまいりますと、そればかりではもちろんいけない点がございまして、皇室典範にございまして即位の礼とか、大喪の礼ということも、特に大喪の礼のときはまだあれでございまして、いつ起こるかかわらないような問題もございまして、そういう問題は、この御答弁のときからその担当者に命じていろいろな資料を集めまして、一定の、何と申しますか、筋道を検討してまいっておるわけであります。ただ、結局、御即位の礼と申しますと、そういう礼はどこで行われるか、あるいは昔のように京都であるのか、東京であるのか、その礼の中にもいろいろな行事がございまして、そういうものの取捨でございまして、いろいろなむずかしい基本的な点がございまして、そういう点はどうしても宮内庁だけでなくて政府として検討願わなければいけない。そういう点を目下まとめつつございまして、そういう基本的なことができたならば、それに基づいて諸規則、これもいろいろな資料を集めておりますので、そういうことに遺憾のないようにしてまいりたい。そういうつもりで、急いでいるわけではございませんので、そういう大きな皇室典範にありまますような問題は、どうしてもはつきりしておきたいというふうな考えでございまして、これは政府の方におかれましても、いろいろ基本的な問題があつて御検討になつております。元号の問題とか、いろいろあるところでございまして、これらとあわせまして、私どもも万一のことがありましても遺漏のないように、特にその担当を決めまして進めているわけでございます。

そのほか、必要な問題、たとえば皇室経済法はすでにできておりますけれども、いろいろな経験から直すべきじゃないかというところもあろうかと思ひます。そういう点も常に経済担当の方で検討いたしておりますし、あるいはそれに伴う内部

で取り扱う規則なんかは、ときどき改正をいたしたり、いろいろな体制づくりは次第に進めておるわけであります。それから、たとえば日本の例、外国でもございまして、不幸がありますと服喪するといふ問題がございまして、これが昔のままでいいのかどうかという点もございまして、昔は非常に長い間服喪する、そのために公の仕事も控えなきやならぬことも多いおん厳しくございまして、そういう点を諸外国の例も調べたりして大体の成案がようやくできつつあるところでございまして、

そういうような宮内庁全体の運営について、二の例を申し上げましたけれども、それは日常の仕事のほかに進めておるところでございまして、

○奏重君 じゃ、理解としては、この秋ぐらいまでは一応の案案をまとめ上げたいというふうなタイミングですか。

○説明員(宇佐美毅君) 草案はあるいはできるかと思ひますけれども、最終的に表に出して行く——ちようど秋は陛下のアメリカ御訪問もございまして、いま準備も非常に迫つてきております。はつきり秋までということはお約束できませんが、なるべく早くまとめていきたいと考えております。

○奏重君 これは植木長官の御所管でしょうか、ちよつと宮内庁長官にお休みのたきまして、一つだけ全然別なことを伺ひたい。皇室のあり方は関連しますけれども、

先般の稲葉問題の思ひざる余波としまして、あるいは教訓というか収穫というか、三木内閣の責任において七六年からは憲法記念日の行事を何らかの形で誠意を持つて当たるといふ明言が記録に残つておりますね。そうしますと、国民統合の象徴としての地位を憲法第一条によつて裏づけられてゐる天皇と憲法記念日のことが当然結びあがつてくるわけですね。いろいろな行事でまことに多忙過ぎるぐらい多忙な天皇であると思ひますが、やはり、天皇誕生日とか、新年にお立ち台に立たれたる天皇よりは、まさに憲法記念日のその日にお立

ち台に立つとか、あるいは式典に列席をされる天皇の方が、ありようとしてははるかに最も根源的なことは、そうすると明年から憲法記念日には国民統合の象徴たる天皇は記念式典には参加する、あるいは式典が終わつたらお立ち台ならお立ち台に立つというふうなことを、総務長官としては要請というか、勸奨をされる心境にはなつてゐるんですか、方針になつてゐるんですか、その点どうですか。

○国務大臣(植木光教君) 御承知のように、昭和二十三年から二十七年まで行われました憲法記念日の記念式典には、天皇が御臨席になりました。特別にお言葉はございましてしたけれども御臨席になつたのでございまして、明年、憲法記念式典行事をどうするかということにつきましては、ただいま検討を始めつつあるところでございまして、この行事を内閣としてのみ行ふのがいいか、それとも立法府や司法府とともに行ふのがいいか、というような点などについても検討をしております。ございまして、いずれにしても、具体的な方式については、いまその検討に入つたところでございまして、いまその御質問の陛下御臨席の問題につきましては、ただいまのところお答えをする段階ではございまして、ひとつ御了承を願ひたい次第でございまして、

○奏重君 そういう段階であることは理解できますが、やはりこれは植木総務長官が責任を持って、つまり、憲法第一条に忠実なあり方を、まさに憲法第一条を生きてとさせるようなあり方を、ということは、天皇が統合の象徴なんですから、当然天皇御出席というところまでいかなどと式典は完了しないと思ひますから、その方向でやはり練り上げていただきたい。これは要望です。

質問を続けたいと思ひますけれども、宮内庁の運営、あり方に関係し、天皇のあり方に関係しますが、ポイントには公的行為のありようですね。いま公的行為の中に、たしか拝謁とか謁見とか会食その他いろいろあるわけですが、公務員

のほかに、民間人とか民間団体が含まれることもありますか。

○説明員(宇佐美毅君) 陛下のお立場でございまして、あらゆる国民にお会い願うという考え方が基本であるのはもちろんだと私も思ひます。しかし、これも限度がございまして、そうとなつて見えてもいつでもお目にかかるというわけにもちろんまいりません。現在のところ、拝謁、謁見と申しておりますところは、各省におきまして表彰をされた人たちにお会いになるのが一番多いと思ひます。もちろん、民間団体でそういう仕事を

をして、たとえば新聞社が優良健康児の表彰を毎年やつておりますが、そういう人にはずつとお会いになつておりますし、そういう若干のことはありますけれども、大体、そういう表彰を受けた人たちが皇居に来て親しく陛下に、あるいは両陛下にお目にかかるということが多いわけでありまして、そのほか公式の拝謁というのはいくらもございまして、あるいは総理大臣とか、閣僚でございまして、あるいは個人的人員にお会いに出てこられることももちろんございまして、あるいは地方におります各役所の出先の人たちの会議がございまして、裁判所とか警察とか、あるいは検事局とか、そういう人たちの拝謁ということもございまして、そのほか皇居の勤務奉仕に來る人が毎

日のように参りますが、この人たちにもお会いになる、そして労苦に對してお礼をおつしやるとかいうようなこともしつちやう行われております。

○奏重君 公的行為といふものには、当然天皇個人の御意思が働かざるわけですね、そういうことでは。

○説明員(宇佐美毅君) 仰せのとおりであります。もちろん陛下の御健康なり御都合なりを伺ひなさいませんことでもあります。しかし、事柄によりましては、公的行為といふのは最終的には宮内庁あるいは政府、内閣の責任ということになつてまいりますが、そういうわけで、やはりその場合でも陛下の御意思というものが全然入らな

ということとはまずあり得ないと思っております。

○衆議君 おたくの方から、宮内庁の方から資料をいただきまして、見てみると、もう大変要らざることも多いぶん挿入されているんですね。それで、肝心なことを、たとえば憲法記念日などに天皇がどう振舞われるかというふうなことに集中すべきだという前提があるものだからさっきあのような要望をしたんですが、たとえば、昭和四十年から自衛隊幹部が、これは拝謁という言葉が妥当なところ、拝謁をしております。これを始めた感覚と理由なんというのは、ぜひともこの際洗い直しておきたいんだが、やはりこんなことは要らざることをんです。代々木原頭、白馬白雪号にまたがって観戦式というふうな、そういう大仰なものではないけれども、やはり四十年から自衛隊幹部がごとさらに拝謁の対象になったというふうなことを、宮内庁長官はどういう判断と理由で始めたんですか。

○説明員(宇佐美毅君) 先ほど申し上げましたように、各官庁においてそういう会議があります。際に拝謁をお願いする。自衛隊といえども一つの官庁として防衛庁から願ひ出がしたもので、その会議に列した数十名の人に拝謁を許した。私どもは、これも差別をいたしておりません。それだけの話でございます。

○衆議君 だから、並みの諸官庁の一つから申し出があったんだから一般的な判断基準の中でさばくと言ったけれども、少なくとも、学者からある学問領域について進講を聞く、あるいは講義始とか歌会始、これはむしろみやびな伝統として素直に受け入れられると思ふだけども、やはり今後あつてはほしくない一つは、並みの諸官庁の一つだからあたりまえに扱ったと言ふんだけれども、やはりこういうことを放置しておく、たとえば自衛隊の制服組の代表が、謹んで聖旨に沿い奉らんことを期すなんていう、これまさにオーバーな、はみ出した発言と結びつきかねないわけであつて、今後はやはりこういう問題については、

一般的ではなくてきわめて特殊、個別的にわきまえて、こういう機会というのは余りふやさないようにしていただきたいというのが私の考えだからあえて伺つたんです。

○委員長(加藤武徳君) 答弁求めますか。

○衆議君 はい、重ねて。

○説明員(宇佐美毅君) 重ねてのお話でございしますが、われわれとしてはどの官庁も差別はいたしたくない、天皇陛下のお立場からは差別はできないだろうと思ひます。そういうことから、特にそれだろつと思ひます。そういうこと、その奉答の言葉で弊害があるとは思ひません。その奉答の言葉云々というのは過去においても国会で仰せになりましたが、その言葉の使ひ方の適当でないことがあるならば将来直してもらわなければならないと思ひますけれども、拝謁そのものは、私は自衛隊を差別する根拠はないというふうに思ひます。

○衆議君 さつき申し上げました宮内庁職員は、失礼かもしれないが、公のしもべではなくてすめらぎのしもべであるという言葉があるというふうなことを私引用したのだけれども、それに関連しまして、これはぜひとも長官から伺つておきたいんだが、天皇の名代として、これは回数こそ多くはありますが、宗教法人たる伊勢神宮に侍従が派遣されることがあります。昔のニュース用語では差遣という言葉があり得たと思ひますが、これは憲法の条項を、たとえば二十条という基準を見るまでもなく、「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」という条項があります。二十条には、そうすると、明白に伊勢神宮は宗教法人、そこに参拝をするということは宗教的行為、宮内庁の職員はまさに国家公務員、それでしよう。そういう侍従が伊勢神宮に名代として遣はれるというところは、憲法二十条のこの条項を明らかに無視していることになりはしませんか。また、そのようないわゆる公私混同というものは、まさに私の引用した公のしもべとすめらぎのしもべ——公僕、皇僕という論の裏づけをなす一因じゃありませんか、これについてはどうお考えになりますか。

○説明員(宇佐美毅君) 宮内庁の公務員は、要するに皇室の国家事務を扱うという宮内庁法の規定でございします。したがって、そういった問題についてそういう御発言が起るものであらうと思ひますけれども、天皇陛下の私的行為をそれではだれがお世話するかというところは、宮内庁法制定のときからそういう話が出まして、これはやはり宮内庁の職員が私的な行為もお手伝いするというふうになつてまいっておるわけでございします。ことに侍従というのは、備前の御用をするということとは相当ある意味では私的な御用も入つてゐるわけでございまして、そういう点から陛下の御命令で伊勢に行つていわれる祭典をおさめるというふうなことがあつてもこれはやむを得ないことであらうと私も思ひます。それがお祭りでございますと公務員でない掌典がいたしておりますけれども、そういう一つのお供えの品を持ていくというところにつきましては、従来からも、それはしつちゅうあるわけでございしますが、事あることに侍従がお使いとして行くわけです。これはまあ私的なことには違ひございせんけれども、全部私的なことを外しましたらちよつといまの陛下の御日常は成り立たないようなことになりはしないかと考えております。

○衆議君 だから、宇佐美さんの感覚の中では何事の不思議なしというふうなことになるんですが、これは小さいようで意外に大事なことです。確かに御日常が不自由でないように配慮することは、これはもう国民の一人として当然だと思ひます。皇室経済法の論議も、あなたの方の提案の趣旨はそこにあると思ふ、ほくたちは反対だけれども。だから、やっぱりこの点は明確にしないと、侍従が個人的な用を足す、この範囲をとめなくしますと、これは大変あいまいなことになるのです。

侍従が伊勢神宮に行くときの資格というのは、公務出張ですか、個人的出張ですか、どういふことなんでしょうか。

○説明員(宇佐美毅君) これは陛下のお使いで、内廷の方からの出張ということで参ります。

○衆議君 そうすると、個人的な旅になりません。公務員が宗教法人の伊勢神宮にという問題にかかりますよ、それは、それは解釈が逸脱してゐますよ。そうお思ひになりませんか。

○説明員(宇佐美毅君) 私どもは、陛下が伊勢神宮に御参拝のときもお供をしていくわけでありまして、しかし、現実にお宮の中奥深くは——私どもは外でお待ちしておりますけれども、しかし、お手伝いしなければならぬ侍従長や若干の侍従といふのは、常に奥に入らないと御用が達しないといふことで、私は、これは私的な行為を宮内庁のそういうおそばの人たちがいたすこと、これは認めていただかないと、それでは一体だれがやり得るかといふことになつてくるわけでございします。これは宮内庁法をつくるときからの解釈として、私はいままで認められておることだと考えております。

○衆議君 ポイントを取り違えていらつしやいます。私が聞いたのは、憲法二十条と国家公務員、つまり宗教的行為、活動を禁じている二十条と公務員のありようをお伺ひしたんです。宮内庁法との関連とか、天皇の御用をだれが果たすんだというポイントではありません。そういう点を改めて伺つておきたいんです。

○説明員(宇佐美毅君) 重ねてのお尋ねでございしますけれども、神宮に陛下のお供え物を届けてまいりますというところが主目的でございしますが、こういう場合に、これが宗教活動と言わなければならぬかということも、私どもは少し考えまして、いたしたいというふうに思ひます。

○衆議君 これは後ほど、千鳥ヶ淵とか伊勢の問題をどうせ触れるときにまあとめたいと思ひますが、一言だけ補足をしておきますけれども、大體宗教学者の間の定説は、神社神道においては、参観という言葉を置かえようとするといふと、見学という行為を含めて、出発から帰着までの全行程が宗教教化活動の対象たり得ると、したがって、厳密な意味では観光とか参観はあり得ないといふのが定説なんです。ですから、明らかに宮内庁

の侍従がやっていることは憲法二十条を堂々と無視しているということになるんですよ。あなた方の感覚は、そんなことはあたりまえだということんで長年もうずと行ってきた。これからも未来永劫行くんじやないか。こういうことにシビアでないんだめなんですよ。そういう意味で申し上げているんです。この点については特に留意をされたいと思います。

そこで、天皇の訪米問題を伺っておきたいんですけれども、質問の具体的なポイントをしる前に、こういうことがあるんですね。たしかフォード大統領が来日されたときにあるテレビ局の中継があったんですが、中継担当のアナウンサーが、フォード大統領と天皇が握手をされる場面の際に、つい思わずだろーと思いましたが、善意の錯覚だと思えますが、ここに日米両国二人の元首が初めて握手を交わされたのでありますと、そういう言葉は、明らかにこれは法的な間違いです。つまり、天皇を元首と置きかえたという、ふつとそういう錯覚にとらわれる、その錯覚の一つをアナウンサーがつい漏らしたというケースだと思ふんですが、天皇訪米に関連しまして、きょうは法制局お見えになっていらっしゃいますね。

ですから、法制局にこれは伺いたいんですが、従来天皇のそういう地位についての政府見解を拾ってみると、たとえば四十五年三月十二日には、政府委員の真田氏が、現行憲法において、部分的ではあるが外交関係においてのお仕事を天皇はなすっているの、そうした点をとらえてはなお天皇は元首と言ってもよい、要は定義の問題であるという、きわめて問題になる解釈を述べているんです。それから、高辻さんが在任中の四十六年の三月十日の国会論議では、天皇外遊についての外国の受け入れ方については、天皇が象徴であることとからして、まさにその象徴たる地位にあられる天皇としてそういう扱いをお受けになると思うと、これは真田政府委員とは少しポイントの違った答弁をしているんです。今度の天皇訪米に当たっては、天皇は元首というふうな間違った扱い

をされるわけではないんでしょーね、その辺の解釈を改めて伺っておきたいんです。

○政府委員(角田礼次郎君) まず、天皇が元首かどうかという問題からお答えしたいと思えますが、先ほど御引用になりました真田政府委員の答弁にもございましたように、天皇が元首であるかどうかというところは、結局元首の定義いかに帰する問題だと思えます。伝統的な元首概念にとまじりては、元首は内治、外交のすべてを通じて国を代表し、あるいは、少なくとも行政権を掌握している存在であるというふうな定義によりまして、現憲法下における天皇は元首ではないということには明らかだと思えます。しかし、今日では実質的な国家統治の大権というふうなものを持たなくても、国家におけるいわゆる尊貴の地位と申しますか、ヘッダの地位にある者を元首と見る見解も有力になってきておりますし、現に世界の各国の例でもそういう例があるようであります。この定義によるならば、天皇は国の象徴であり、さらに、ごく一部ではあります。外交関係において国を代表する面を有しておられます。そこで、そういう定義をいたしますれば、現憲法下においても元首であるという言い方も可能であるというふうな政府としては考えております。これが第一に天皇は元首であるかどうかという問題であります。

次に、今回の御訪米に際して、相手国であるアメリカが元首として天皇を迎えるかどうかという問題につきましましては、実は私がお答えする問題では本来ありませんけれども、ただ、従来国会における外務大臣等の答弁では、いわゆる統治権を総攬している元首というふうな意味では接遇されないだろうと、これは日本の憲法というものの、あるいは天皇の特殊性というものについてアメリカもよく承知しておるからそういうことはあり得ない、ただし、天皇は日本国の象徴であり、そういう地位を持つておられますから、その地位に最もふさわしい最高の待遇をお受けになるであらうというふうな答弁がされておりますので、それを念のために申し上げておきます。

○衆議院 外務省にこれは何っておきたいんですが、いまの法制局側の答弁をなぞるといふ意味になるかもしれません。そうしますと、三木総理がこの夏に恐らく訪米をされましょー。追って十月が天皇訪米と、こういうタイミングになりますね。そうしますと、受け入れ側のアメリカでは、外交慣例として、たとえば三木総理を迎える場合の歓迎のありよう、天皇を迎える場合のありようは、いわゆる、さっきの法制局の方の答弁を引用するまでもなく尊貴、ステータスにふさわしい扱いをするであらうということ、常識的にはうなずけるわけですが、具体的にはどういうふうな違いがあるんでしょーかね。

○説明員(深田宏君) 陛下御訪米の際のアメリカ側の接遇がどうであらうかという点につきまして、まさしく先生御指摘のように、法制局の方からお答えいただいたとおりである。私もよく理解しております。アメリカ側にも、外国の賓客の接遇につきましましては、いろいろな内々の接遇要領と申しますか、ガイドラインと申しますが、そういうような言葉が使われておるかと思えますが、そういうものができておるかと思えますけれども、私どもとしましては、現在の時点で、総理大臣が予定どおりおいでになられた場合にどういう具体的な接遇が得られるか、あるいは陛下御訪米の際にどういう具体的な接遇が得られるかということ、この時点で予測することは技術的にはできない立場にあります。ことを御了解いただきたいと思えます。抽象的に申すけれども、やはり先ほど来の私どもの御説明を申し上げておりますように、総理大臣につきましましては総理大臣のお立場、地位にふさわしい接遇、陛下につきましましては陛下のお立場、地位にふさわしい接遇をするというところを私どもとしても期待し確信しておるのであります。

○衆議院 今度は宇佐美長官に何とおきたいんですけれども、宇佐美長官は四十七年の四月の内閣委員会で、天皇訪欧の総括というが、これをどう踏まえておるかという趣旨の質問に對しまして、

て、国会でいままでも十分に申し上げることがなかったと思うが、これについては今後十分に考えたいというふうな答弁をしていらっしやるんです。いままでのヨーロッパでも、天皇のいわゆる戦争責任というポイントからあらわにあげつらったマスコミがかなりあつたし、特にイギリスにおいてはややナースは局面があつたこととはもう御体験でしょう。今度は、もうほかならぬアメリカを訪問されるわけであつて、それこそノー・モア・パールハーバーという国に行くわけであつて、もう天皇の政治的責任という問題、戦争責任という問題を――アメリカのマスコミというのは、もう御存じのように日本のマスコミよりある意味でかなりフランクです。元首であらうと天皇であらうと王であらうと、まさにエチケットを乗り越えるところがあります。そこで、たとえばもうすでにニューヨークの州議会などで現実に出ているんでしょー、そういうリアクションが、どういふことかといふと、天皇の七十四歳の誕生日に際して祝賀決議を出さうじやないかということとを民主党のハルバリンという議員が提案をした。これはアメリカの上院、下院ではないにしても、ニューヨークの議会です。そうしますと猛烈な反対が巻き起こつた、とうとう物にならなかつた。いまはまあ五月段階ですから、アメリカの論議もまだまだわかりません。うかがえませんが、恐らく十月というタイミングが迫つてくれば、アメリカにはさまざまな意味の天皇訪米を迎えるに当たつての論議が噴き出すと思えます。そのポイントの一つは、やはり天皇と太平洋戦争責任論という非常に古典的でないやな命題だが、これが噴き出すに違いないと思えます。そういうことを含めてさきの欧州訪問旅行というものをどういふふうな宇佐美長官はこなされ、今度の訪米にはどのように生かされようとしているのか、参考のために何とおきたいと思ひます。

○説明員(宇佐美長官) かつてのヨーロッパ御訪問のときにも、国によりまして、いろいろな仰せになりました戦争に基づいていろいろな動きがあ

るんではないかということが、あらかじめ報道がございました。われわれとしてもそういう点には耳にいたしておたわけでありまして。オランダにつきましても、あそこは非公式訪問でございしたが、そういう観点もあって、あらかじめ向この政府に、もしよろしければ伺うということでもいふ念を押しているわけでありまして、向こうでも閣議を開かれてお迎えするというところでお出ましになったわけでありまして。ですから、ある程度のもはまああるというふうになってございしたが、それぞれ、予想もしなかったことでございしますが、デンマークのお着きになった駅頭でも一つございまして、まあちよつと一日ぐらいお寄りになったところではないのもございしたけれども、ある程度やはり戦争の余憤、名残というものがあつたと思ひます。そのために、イギリスでも在郷軍人なんかの日本に対する一つの見解なんかも出てまいつたというふうなところもあつたのでございまして。で、われわれはそういうところから、各国々というものがなかなかいろいろな意味においてむずかしい点があります。当時戦争の相手でなかつたところでもそういうことが出てくるわけでありまして。

で、今回アメリカにおいてになりますにつきまして、目下外務省とも協議をし、外務省では慎重に現地と、あるいはアメリカ側と打ち合わせをしていただいておりますが、その案をつくるに当たりますとも、要するにアメリカ人、あれだけの大きい国民であり、いろいろな人種があり、一つの戦争というものをいたしたために、どういふ影響が出るだろうかというところは、行く前から非常にわれわれとしても頭にあるところであります。で、外務省でもそういう意味において、アメリカ人あるいは内外のいろいろな人種の見解あるいは報道に注意しながら、その対策なりあるいは日程をつくる上においても慎重な検討をしておりますところでありまして。ですから、ある意味では、共和国でありますアメリカには、天皇とかエンペラーといふことはなかなかわかりにくい。あるいは

は日本の憲法における天皇の御位置というものがなかなかむずかしい。ただ単純にさつき仰せがございましたが元首と考える人も大抵いるんじゃないかというふうに思ひます。そういうところを間違ひなくアメリカの人にもわかつてもらいたいというのを私どもは考えるわけでありまして。外務省でもいろいろ御苦心を払つていただいているところでありまして。まだ具体的な日程の確定まで至りませんけれども、この中においてもアメリカ人の求めるところにこたへるようには、アメリカの国民とオープンに接せられるというのを重点にしております。ただ、御承知のとおり、両陛下も次第にお年を召すわけでありまして、非常に、何と申しますか、過密な御旅行になるとお疲れも出やしないか、そういう点を私どもは心配をするわけでありまして。そういう点で、アメリカ側もよくわかつていただいていると思ひますが、ワシントンにおきます大統領との関係が済みした後は、なるべくアメリカ国民とオープンに接せられるという点を重点に考へてまいりたいと、かように考へる次第であります。

○養蠶君 質問の動機は、たとえば訪英されたときエリザベス女王の歓迎のあいさつの中で、日英関係にはかつて不幸な時期がありましたと表明されたのに対して、天皇のあいさつの中に、それを含んだ、それにこたへるお言葉がなかったことがやはり問題になりましたね。問題は、それが、刺激を起したわけですね。今度はアメリカを訪問されるわけですから、戦後のいわゆる一般的な意味における援助に對しての感謝の言葉は、当然宮内庁、外務省が苦心をしてそういう言葉を選び出すと思うが、同時に、日米間の不幸な時期、ある激しく戦つた時期についての、あるいは天皇の戦争責任論をいまだに執拗に追及している日本研究学者などがひしめいているワシントンやニューヨークのあいさつといふのは、相当やはり十全な配慮をしておかないと、思わざるトラブルやリアクションを引き起こすと思ひます。

それがあるからあえてそのことを質問をしたわけですね。当然、そのことはいま宮内庁、外務省が作業の中で一番慎重に考へられているポイントじゃないですか、そうですね。

○説明員(宇佐美毅君) ただいま仰せになりましたとおり、先ほど申し上げましたけれども、おいでになる前に、そういう点につきましても、ただ理解を求めるといふ方向で、外務省でもいろいろ手を打つていただいているところでありまして。ぜひ、そういう理解のもとにおいてになりませんと、おっしゃるようなことが起こる。なかなか、広いアメリカでございしますからあれでございすけれども、しかし、逆に先ほど申し上げたように非常にお待ちしているという手紙も出てくるようなわけで、なかなか複雑な関係もあらうかと思ひます。そういう点は十分注意をして御旅行願うようにしたいと思ひます。

○養蠶君 まだ時間が訪来までありますから、もう一つこの質問は質問する機会があろうと思ひますから、そういうところにゆだねたいと思ひますが、全然ポイントの違つたこれは確認をしておきたいんですがね。

天皇の公的な御旅行のときには剣璽ということの問題になりますね。その剣璽動座というものは、四十九年の十一月七日、八日、伊勢に参拝されたときに復活をして、神社神道グループ、神道学会、その他の方々を大いに喜ばしたわけですから、玉など、剣璽などという天皇の地位を象徴するもの、まあ、そういうものはお持ちになるんですか。

○説明員(宇佐美毅君) これはすでに御承知と存じますが、戦前は一晚お泊まりになるような御旅行のときには剣璽が御動座になつていらっしゃるわけでありまして。これは昔からそういう例でございまして、しかし、戦後陛下が各府県を御巡幸になりまして、これは一方(ひと)かたでお参りになりまして、朝八時から六時までという非常に過密な、しかも一回三十日近い、一月に近い御旅行をお続けになったときに、そういうお品の御動座というのが実際問題として非常にむずかしくなりまして、千葉県以来それがなくなつております。ただし、そのことは全部なくなつたのではなく、宮中の中の神嘗祭でありますとか、あるいは神宮の御遷宮のときに御遷座のときとか、そういうときには昔のとおりに御動座があるわけでありまして。今度新しく御遷宮がございまして、伊勢だけでお帰りになりまして、宿屋等にもお泊まりにならずにお帰りになり、東京でも神嘗祭の庭において御遷座になるようなときにお供があらうかと思ひますが、その他普通の御旅行のときには、とても、宿屋から宿屋に移つていられる場合にはこの御動座は無理でございまして。ことに外国なんかは無理だと思ひますので、そういうことは現在考へておりません。

○養蠶君 皇太子の沖繩訪問御旅行の問題、海洋博との関係をぜひとも伺つておきたいんですが、もう長官も御存じのように、また外務省側も把握されておりますように、沖繩では特に太平洋戦争末期のあの悲惨さが直接の起因になつて、やはり戦争体験というのはいわゆるわれわれの感覚より痛切であるという面があると思ひます。その沖繩に海洋博名譽総裁として皇太子が赴かれるということについて、すでに六万の加盟メンバーを持つている沖繩原水協、これは私どもの社会党や社大党、あるいは沖繩青年協議会、沖繩県教職員組合、県労協等の加盟している沖繩原水協が、皇太子の来沖、いわゆる沖繩訪問に反対だという決議をすでに打ち出して、七月十八日の訪問予定日には糾弾県民大会まで考へているという非常にシリアスな状況が予見されるわけですね。そういうことを踏まえて皇太子の沖繩訪問問題を伺いたいんだけれども、海洋博の名譽総裁に、たしか四月十一日だったですかね、なられていらっしゃるんだが、なぜこれは天皇じゃいけないんですか。

○説明員(宇佐美毅君) この沖繩海洋博は、御承知のとおりに万国博の中の一つの形式でございまして。大阪でございしましたのより小規模のもののように伺つておるわけでありまして。大阪のときにも

皇太子殿下が名誉総裁になっておられます。ほかの国でもそういう例もございまして、沖縄県知事あるいは沖縄県の海洋博協会、いろいろ、そういういろんな情勢を検討いたしまして、政府と御相談の上で、ぜひお願いするという政府からのお願ひもございまして、皇太子殿下がお引き受けになったわけでございます。その後のそういう若干の動きがありますことも聞いておりますが、それは今後の推移でございまして、お引き受けになった以上はちゃんと義務を果たすおつもりでいらつしやうと思ひます。私どもは沖縄が戦争なんかで特殊な情勢にあったこともよくわかつております。どうかこの日本の一つの果として、沖縄が将来に向かつていられる場合には、そういう議論ももちろんあると思ひますけれども、こういう問題を契機に、漸次そういう考えについて御研究をしていただきたいと私どもは思ひます。沖縄の知事あたりもそういう見解を述べておられるようであります。以上のようなことで、現在のところ、お引き受けになって予定どおり実行ができればと考えておるわけであります。

○桑田君 沖縄県民の皆さんの反対の理由を、ぜひともこれは聞きとめておいていただきたいと思ひますが、長官ね、この沖縄県民の大多数の世論調査によると、たとえば沖縄タイムスとか琉球新報等の報道によると、沖縄県民に大きな犠牲を強いるのが海洋博というお祭りだと、これは巨大なすりかえだという認識がどうしても根強いわけですね。そこに、四十七年の植樹祭のときにも、復帰後の、それから四十八年の国体にも天皇は沖縄に見えなかった、天皇の旅行というのは公的行爲の一環じゃないのかと。公的行爲というのは天皇の自然な人としての行爲の一部であるから天皇の意思が働くことは避けられない、先ほどの答弁のとおりですね。ならば、四十七年にも四十八年にも、また今年も、あれほどの惨禍に見舞われた沖縄にあえて天皇がいらっしゃらないという判断を、天皇の判断の働く公的行爲の一環たる沖縄訪問を天皇があえて避けられたということ、わざわざ

皇太子を名誉総裁として送り込むということについては、これは天皇が沖縄に対して特殊な見解をお持ちなのという一つの疑いが根強いためのなんでしょう。これは、そんなばかなことは一笑に付せぬ根拠があると思ふので、さうなことから、私はあえて、なぜ天皇はいらっしゃらなかったのかと、沖縄県民に向かつて、ということを知つたのです。しかし、いまさら名誉総裁の差しかえももちろん不可能な領域でしょうから、その不可能なことは不可能としても、やはり天皇が、何か沖縄を避けていらつしやうという広くわだかまつている沖縄の世論に対してはどういうふうにお答えになりますか。

○説明員(宇佐美毅君) 沖縄が復帰いたします際に、いまお話しになりました植樹祭とか国民体育大会というところが行われるということ、宮内庁に申し出られたところは一つもございせん。ただ、私どもはそういうことを仄聞いたしまして、名前には省きますが政府の方に、それを予定していらつしやうのかと伺つたことさへあります。それは新しいという御返事でありました。私はその当時新聞記者諸君にも話したことがありますが、天皇陛下は戦後非常な被害を受けた国民のために、というので全国をくまなくお歩きになりました。恐らく足を踏み入れになつていない郡はないんじゃないかと思つております。したがって、私はそういう植樹祭とか国民体育大会というふうなことはなく、陛下はおいでになれるならおいでになると私は思ふということをお願いしたこともございまして。しかし、知事さんが私のところに見えなかつたときにも、お待ちしていてもいつもだめになつてしまつておつたようでありました。これはどういふ事情がよくわかりませんが、そういうわけで、避けていらつしやうことは私はないと思ひます。ただ、常に、その県の全責任者であります知事がどうぞというところになつてきません。なかなかお動きになれません。いろいろな準備をしてもらうわけでありまして、今度は、海洋博に外国の元首の方でも見えまして、東京にもお寄

りになりますと、陛下がおいでになれないということは非常に私は残念だろふと思ひます。そのくらいに考えておりますが、それを前においでにならなかつたという理由で、もしそういう意見が出ているとすれば非常な誤解であることを沖縄の人たちも理解していただきたい、かように思ひます。

○桑田君 私は皇室については一定の距離を当然持つております。クールにながめて一人ですけれども、沖縄の反皇室感情というのは非常に顕著しているのです。やはり、太平洋戦争の惨禍と米軍支配という二重、三重のくびきなんですね。だから、ぼくたちより粘液質だと思ふのです。これは当然だと思ふんです。だからこそという言ひ方が許されると思ふんですが、やはりぼくは復帰後の沖縄に天皇が足を踏み入れられるということ、は、もちろん革新屋良知事の心情もあると思ひますけれども、もし知事がそういうことを要望すれば、あくまで現地側が主体だと、知事が動かなければ宮内庁としても動きようがない、これはわかりません。わかりませんが、やはり沖縄をいつも何か特殊に扱つて、いつも差別をして、いふふうな偏見——これを偏見とあなた方はおっしゃるかもしれないが、県民感情が牢固としてあるわけですから、これはやっぱり、皇太子の海洋博反対がますます燃え盛ろうとして、やはりある時期には天皇の沖縄訪問を一つ完了点として考えられたらどうかと思ひます。私は、その点いかがですか。

○説明員(宇佐美毅君) 沖縄を何か差別視でござらんなるというところは絶対でございます。たまたま、かつて貞明皇后様の御遺金をもとにできました藤楓協会、らいの団体でございまして、沖縄に二カ所ございまして。非常に患者が多いということで、陛下も特に藤楓協会を通じてある程度の資金を送つておられますし、知事も園遊会にいられて二度ぐらい陛下とお話し合ひをしております。皇太子様のところにも毎年のように沖縄の子供が豆記者としてお目にかかつて記事を書いて沖縄に送つておる。こちらは避けておる

ところは一つもございせん。ただ、お話しのような感情があることも、新憲法のできまうときにはすぐアメリカの占領下に入つてしまひましたし、いろいろなむずかしい問題があることはわれわれも十分知つております。ですから、ある程度の時間をかけないとおさまつてこないという感じもいたしますけれども、できまうれば屋良知事と同様に、この海洋博を契機にそういう空気が次第におさまつてくるということをお心から希望しておるわけでありまして。

○桑田君 質問のポイントを変えます。項目を変えます。

内廷費とか皇室財産の問題、まだ時間の猶予があるようですからその質問に移りたいと思ひます。これは確認の意味であらうかと思ひますが、天皇の私有財産については、不動産は全くない、有価証券が若干あつて、以下預金、動産となつて、これが在来の答弁ですが、これに相違はないわけですか。

○説明員(宇佐美毅君) そのとおりであります。

○桑田君 そうしますと、たとえば三種の神器など皇位とともに継承するべき由緒あるものといふようなものは、財産権の所在はどうなつてゐるのですか。

○説明員(宇佐美毅君) 三種の神器を初め、皇位とともに伝わるものが、あとどういふものがあるかというところは、実はまだはっきりとこまでいふことにはなつておりません。ただ、若干のそういう貴重なお品がございまして、これははいまいろいろ具体的に検討中でございまして。ただ、新憲法のときに、いまお話しになりましたとおり皇室財産といふものの調査が命ぜられました。大体、当時三十七億という評価でございまして、そのうち三十三億余がいわゆる財産税の対象となり、残る四億がいま申されまして千五百万円の有価証券とお身回りのいろいろなお品類、これらを残しまして全部あと不動産初め物品が国有財産というふうに憲法の規定によつてなつたわけでございます。そういうわけでございますので、その後別段

不動産ができたということもございませんし、あとは内廷費の運用によって今日まで続いているわけでございます。

○秦豊君　じゃ、三種の神器などの財産権は結論が出ていないという理解でよろしいのですか。

○説明員（宇佐美毅君） これは陛下の私有財産ということになると思います。

○兼君君 これも確認をしておきたいのですが、かつて国会論議の中でこれは検討中ということであるとまっておりますが、たとえば賢所とか皇靈殿とか神殿とか、俗に宮中三殿といわれておりますが、この宮中三殿の所有権というのは、これはどちらに属するのですか。

○説明員(宇佐美親君) これはその当時も御質問があり、なかなか結論が出ない、まことに申しわけないわけでございますが、私有財産であるのかは国有財産であるのか、まだ明瞭でないわけであります。法制局にも御検討を願ひ、国有財産としては大蔵省の所管にもなりまして、御連絡をして検討しているところでございますが、まだ確實な、全部の一致した意見というものは出ていないわけでありまして、管理しておりますわれわれとしましては、いろいろ修理を要するような問題もありませんけれども、そういう基本的なことが決まらないということでは実は困っているところもございまして、これは早く関係各省ともはっきりさせたいと思つておる次第でございまして。

○秦豊君 それはこういうことではないのですか、宮中三殿が天皇の私的財産であると仮にしまつた場合には——なかなかあなた踏み切れないと思うのですけれども、そうなつた場合には、内廷費の管轄内になりますね。そうすると、将来、改造、ここを建て直すという場合には内廷費がかなり膨大にふくらむというおそれがある、これはなかなか簡単に踏み切れないという配慮が一つあるのではないのか。しかし国有財産の場合は——そのとうにあなたが長官在任中に踏み切つたりしますと、これは大問題ですよ。宗教と政治の分離にもずかかわってきますよ。だからそういうふうな踏

み切り方はできない。あくまで皇室の私有財産という結論しか出せないのじゃありませんか、どうですか。

○説明員(宇佐美毅君) 法制局から御研究の結果をまず申し上げます。

○政府委員(角田礼次郎君) 先ほど宮内庁長官から御答弁申し上げましたように、今日の段階で、関係当局の間で公的に意見が一致はいたしておりません。しかし、一応私どもの研究の結果と申し上げますが、現段階における考え方を申し上げますれば、宮中三殿は天皇家の私有財産と観念すべきものであろうというふうに考えております。これは制憲議会におきます金森國務大臣の答弁等を見まして

も、宗教的な性格を有するものを公の財産の方へ入れるということは必ずしも適當でないというような意味の答弁もございます。それからその後実際の取り扱いの上から見ましても、国有財産として皇室用財産であれば当然管理のやり方が違ってくるはずでございますが、そういうことを昭和二十二年以来やっていないわけでございますから、そういう意味においても現在の段階では天皇家の私有財産であるというふうに考えるべきではないかか、ということに私どもは考えております。ただ、その場合に修理等の問題につきましては、これは私どもは必ずしも内廷費でやらなければいけないというふうには考えておりません、と申しますのは、由緒あるものとして天皇に伝わるものでござい

すから、そういう点に着目すれば、一応宗教的な面で私有財産というふうな觀念と、それから同時に公的な面を持っておりますから、そういう公的な面に着目して、内廷費でなくて宮廷費で修理修復をやるというようなことも論理的には可能ではないかというふうに考えております。ただ、先ほど申し上げましたように、この点につきましては、まだはっきりした結論は出ておりません。大体そういう状況でございます。

○藥量君　具体的な点を伺いたいのですが、宮内庁長官、皇室の私有財産ですね、これはたしか私の理解では、皇室經濟主管という方がおられて、

これがアドバイザーということになっておりますね、一種の機能としてそうでしょう、職責としては、内廷費の中から天皇は株式を買ってそれを運用したりしているというふうに言われておりますが、そういう場合に、取得をした株式というのは、名義人というのは、これら皇室経済主管が名義人なのですか、それとも全然別な人も含まれるのですか、どうなんですか。

○説明員(宇佐美毅君) 毎年の内廷費で株式を買うということとは余りないわけでございますけれども、若干不時の用に充てるためにございますものも、株式であるのもございます。そういうものの名義は内廷主管という者がその代理人として名前を出しているわけでございます。

○秦豊君 これは国会の論議の場では、これは要求すべきだと思ふんですが、私はこの名義の貸与者、つまり名義人ですね、その皇室経済主管の名前、それから持ち株をやつぱりはつきりさせる必要があると思ふんですよ。いままでの私有財産、たとえば新憲法移行下に、評価三七億ということとをあなた言われたんだけど、アメリカの天皇問題研究家などによりますと、いまの皇室の価値証券は百四十億から百八十億円相当の株式を保有しているというふうな見方もあるぐらいであつて、この額がはつきりするということは、あるいはこの名義人をはつきりするということは、当然はやはり大事なことだと思ふんですよ。この御用意はありますか。

○説明員(宇佐美毅君) 内廷会計に属しますそう
いったいわゆる基金、不時の用に充てるものが幾
らある、これはもう公金でございせんので発表
する気持ちはございせん。

○秦豊春 それじや、内廷費というのは純然たる天皇の私的行為に消費される、費消されるものとなつてますね、間違いないですね。それは従来のものとなつた。あなたの方の答弁なんだ。それならば、宮内庁の公務員が、役人が、これを主管したり運用したりするのはおかしいじやありませんか。さっきのあなたの方の答弁、天皇の身辺の用というふうに答弁をまた繰り返す。

返すかもしれないが、これは大変おかしいことで
すよ。職員の逸脱じゃありませんか。

○説明員(宇佐美毅君) 先刻も申し上げましたと

おりに、宮内庁の職員が陛下の私的な方もお助けするという意味において、その内廷費の経理等もいろいろ政府と同じような予算を立てて、陛下のお許しを得て、そして運用をしているわけであります。これはまあ毎日のことでございまして、それだけのために人を雇うというようなことはとうていできません。それから、これは仰せのとおり内廷費で、内廷におられる方の御日常に充てる経費でありますから、御生活費とかその他でございます。これは東宮御所が離れておりますが、東宮御所の分も一緒になっているわけであります。

そういうようなわけで、宮内庁側でお助けをしておりませんければ、なかなかこれはうまく運営がつかないかと私もは考えております。

○秦豊君　あなた方が、われわれの当委員会に皇室経済法の一部改正をいつも出されるときには、皇室経済会議の一応の公式がありましてね、昭和四十六年がたしか基準になっていると思うんですよ。ところが、四十六年という基準をなぜ選び取ったのか、ということとは、はなはだあいまいなわけで、それから先をずっと突き詰めると、つまり内廷費の算定基礎というのが大変あいまいなんです。内廷費は純然たる天皇の個人費消、そういう対象、だから明らかにできません、いまの持ち株だつてそうでしょう。何もかもペールがばつとか

ぶさつちやうんです。ですから、われわれが論議を進めようと思ひましても、四十六年というのは一応の基準でしかあり得ません。内廷費算定基礎は果たしていかにと問ひ詰めても、あなたの方に純理的な解明ができないと思ふんです。長官、非常に不明確なんです。だからね、これは皇室経済法施行法改正反対のわれわれが一番大なる理由にしているんだけれども、つまり基準の基準がいまいちなんです。そういう論議を繰り返しているんです。一定のところからは、申し上げられませんが、これは純然たる個人費消です、いいえと、

こうなる。だから内廷費算定基礎というのは、やはり国会の場でもっと明らかにクールにお出しになる必要がありやしませんか、どうですか。

○説明員(宇佐美敏君) 新憲法下におきまして初めて内廷費ができて、八百万円と出ているわけですが、この基礎が、要するにその憲法改正前の御日常に要する経費というものの大体基準をもとにしてつくられたと言われているわけでありま。その後それをどう扱ったかと申しますと、大体そのときの物価の騰貴の趨勢あるいは職員給与の問題、改定というように毎年のように検討いたしました。これが非常に苦しくなりまして、お願いをいたしたわけでありま。結局、それで当初のころは、千五百万円という許されましたのも大分使い込んでしまった時代もあるわけでありま。そういうところからずいぶん御節約も願わなきやならぬ情勢もございましたが、その後若干、それは内廷からお出になった方もあり、また内廷でお生まれになった方もございま。常陸宮様が内廷からお出になったときは、ちょうど増額すべき情勢にございましたが、外にお出になったというところから特に内廷費を増額をお願いしないで皇族費だけ出したこともございま。そういうやうなわけで、その後は実にそのときの物価趨勢あるいは給与状態というもので修正をしてきたのでありま。四十六年というものが基準でなくとも古くからの基準があるわけにございま。四十六年というものは、恐らくもう当時の国会のいろいろな御議論で、その間を置いてやらなくても毎年出しているわけにございま。一年置きにはどうかとか、いろいろ御議論がございました。で、結局皇室経済会議の懇談会を開きまして御協議を願ったわけでありま。結局、予備金というのを一割程度一応見てございま。それがいっぱいになりましたらば要求しようというやうな改定をしたいというところでこの協議が決まったわけでありま。そういう基準に基づいて自後いたしてございま。大体、内廷費というものはいわゆる定額主義でありまして、物価さへ余り変わらなければ

そう変わらない性格のものだとわれわれは考えておりま。近ごろのやうな異常な物価騰貴が続き給与ベースが上がつてまいりますと、だんだん追いつかなくなつたというところでございま。もちろんそのために御節約を願うとか、あるいはやむを得ないときは不時の用に準備いたしましたものから支出をしたりして、いわゆる赤字というものを持たせても整理するときにございませんで、そういう措置をして今日に至つていられるわけでありま。結局私的な御生活のことでございまして、これを公表するということはなかなかむずかしい問題でございま。まあ個人の場合でもむずかしい問題がございま。しかし、どういふ種類のものにお使いになつていられるかというところは、こゝ、三年申し上げまして、その金額でも、その経費は大体何%に当たるかというところはすでお知らせしてございま。われわれができる範囲において御理解をお願いしたいというところで、そういう努力をいたしているわけにございま。よろしくお願ひいたしま。

○委員(加藤武徳君) まことに恐縮です。皆さんのお昼休みに食い込んでおりますので、当然こゝで百二十分というところになりつてありますので質問をやつぱりやめなさいやなぬと思ひま。その点はやつぱりフェアにしなさいかぬと思ひま。質問事項がかなり残されておりますが、一応質問事項を終了して休憩というところをうちの片岡理事から申されておりますので、お取り計らい願ひたいのは、もしお許しただけです。午前中の質問でやめますから、もしお許しただけです。再開後若干十五分なら十五分いただいて補足をさせていただくわけにはいかぬだろうかと、そしてこの際はこゝでやめるといふお取り計らいはいかがでございま。

○委員長(加藤武徳君) 午前の審査はこの程度にして休憩いたします。

午後一時休憩

午後二時六分開会

○委員長(加藤武徳君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、皇室経済法施行法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

○委員(加藤武徳君) 御協力をいただきまして、十五分間だけちよつと猶予をいただきたいと思ひま。きわめて限定されておりますので、やや羅列的に並べて、答弁を次々にお願ひできればと思ひま。

最初に、宮内庁長官と法制局側の見解をあわせて伺つておきたいんですが、先ほどの侍従の伊勢神宮派遣の問題は、依然としてやはり私には納得がいきかねま。内廷費の使い方等については、たとえば、確かに宮内庁長官は、掌典などの費用は純然たる天皇の私的消費に充てられる内廷費から支出をしている、そういうところの配慮は一定あるにもかかわらず、やはり侍従を伊勢に送る場合などについては明らかに感覚が鈍感にされているのではないかと、やはり憲法感覚が非常にすり減つていっているやうに言わざるを得ません。やはり侍従は国家公務員であり、天皇の名代ということも個人的な資格ということが許されたいと思ひま。伊勢神宮は明らかに宗教法人であるというありやうとあわせて、これは明らかに憲法二十条に抵触をする慣習であると思ひま。これを慣習として見逃すことは余りにも重大であると思ひま。それから、重ねて宮内庁長官、さらに法制局側のコンファームをお願いしておきたいと思ひま。

○政府委員(角田礼次郎君) 法律的な立場からの御答弁を最初に申し上げたいと思ひま。伊勢神宮に天皇が御参拝になる、これは私どもとしては、従来から天皇の私人としての行為である、私的な行為であるというやうに理解してございま。それは御指摘のやうに、憲法二十条との関連においてそのやうな理解をしているわけでありま。

ところで、天皇が宗教的な、そういう私的行為に限りませんが、一般的に私的行為をいろいろお

やりになる場合にこれをだれがお世話をするかという問題があるわけにございま。それにつきましては、先ほど宮内庁長官からお話のございましたやうに、昭和二十二年に憲法が施行され、當時は宮内庁法だったか宮内府法だったかちよつと忘れましたが、宮内府法だったと思ひま。そういうやうな問題がいろいろ論議されましたに問題になつたのでありま。一つの考え方としては、あくまで私的な天皇の使用人と申しますか、そういう人々だけで一切そういうお世話をするという考え方もあつたわけにございま。いろいろな議論の末、現在宮内庁法の第一条に、皇室関係の国家事務ということ宮内庁が処理するということになつておりますが、この規定が設けられまして、当時この規定を根拠といたしまして、天皇の私的な面についてのお世話も、内廷と申しますか、天皇の私的使用人という立場にある人とあわせて宮内庁の職員がお世話をすると、こゝいうことになつたわけにございま。

ところで、天皇の私的な行為についてのお世話と申しましても、私的な行為についてはいろいろあるわけにございま。先ほど来御指摘のいゝゆる宗教的なものやそうでないものがあると思ひま。そこで、現在の分け方としては、やはり宗教的なものというものについては、これは憲法との関係を顧慮いたしまして、先ほど宮内庁長官からもちよつとお話がありましたが、祭祀と申しますか祭祀と申しますか、直接そういうことをやつておる職員は、これはやはり国家公務員である宮内庁の職員では不適当であるというところで内廷の職員が当たると、こゝいうことになつたおるわけにございま。

それから、むろん私的な立場で伊勢神宮へお参りになるわけにございま。やはりそういう場面におきましても、その中心をなす、その祭祀に直接関係のある部分は内廷の職員がやるべきだと思ひま。そこまでおつきとして一緒にいいていくとか、あるいは警衛であるとか、そのほかいろいろ内閣との連絡とか、いろいろ天皇が象徴

としてのお立場あるいは憲法に認められておる国事行為をなさるためのいろいろな連絡とかいうものが当然必要になってくるわけでございます。こういうものは、確かに伊勢神宮へ行かれるというその経過を一つでなめますと宗教的な行為のように、思われましても、そういう意味の事務は、これはやはり皇室関係の国家事務というように、国家公務員である宮内庁の職員がお世話をしていいんじゃないやなろうか、こういう考え方をとって侍従がお供をする、こういうことになっていくわけでございます。

○衆議院 それはあなた私の質問のポイントを取り違えていらつしやる。天皇が自然人としてなさる伊勢参拝、これを私言っているんじゃないんです。国家公務員たる侍従が名代として宗教法人伊勢神宮に行くということは、これは個人というふうなことは許されません。やはりこれは憲法二十条の解釈に明らかに抵触をするのではないかと、そういう質問ですよ。重ねて。

○政府委員(角田礼次郎君) ちよつと私御質問取り違えていた面もあると思いますが、事実関係、余りはつきりしませんでしたので申しわけありませんでした。侍従がかわりに行くということは確かに、何かあるようにございしますが、これは考え方をちよつと申し上げたいと思いますが、宗教的行為というものの、あるいは宗教的活動というものの、いろいろ考え方があると思います。

一つの考え方は、教義の普及宣伝であるとかあるいは信者の教化育成とか、そういうようないわゆる積極的な宗教的活動、そういうものだけが宗教的活動であつて、そして、ただ神社へお参りをすると、あるいは宗教的活動ではないという考え方、一つあるわけなんです。しかし、こういう考え方は政府は実はとっておりません。

いわゆる神道の儀式によって正式に参拝をするというふうな、いろいろなやり方があると思いますが、そのやり方によって、ある場合には宗教的行為あるいは宗教的活動となるだろうと、しかし、非常に単純なお供をするだけではそういうものにならないというふうな考え方もあると思います。

それから最後に、おおよそそういうものは区別がつかないと、全部が全部宗教的活動になるんだと、おおよそ神社に参拝するのは全部宗教的活動であるというふうな考え方もあると思います。

政府の考え方は、いま申し上げたように第一の説はとっておりません。必ずしもとっていないと思います。しかし、第二の説のうち、ある区分をつけて、ある種のものは宗教的行為に当たらないものとして許されるんじゃないかというふうな考へておられるわけでありまして、そこで、侍従が天皇のかわりに行かれるという場合も、私実態よく知りませんけれども、普通の、われわれがただ神社でお参りをすると、そういう範囲内の宗教的行為とは言われない、そういう範囲内の宗教的行為とあれば、先ほど申し上げたように憲法違反とあえて言うに足りないんじゃないかというふうなことは考えます。ただ、実態、私はわかりませんが、どの程度まで侍従がお参りになっているのか、ちよつとそこところは断定はいたしかねます。

○衆議院 これはあなたが考えていらつしやるよりも将来にやはり広がり得る問題だと、やはり憲法二十条の発生源が、あのかんがらの道、国家絶対神道と絶対君主制たる天皇制とコンパインされて、あの非常に苦しい体験からの教訓を踏まえて憲法二十条というものが厳として打ち出されたわけですね。したがって、やはり敗戦の教訓をどう吸い上げるかということにかかわっているわけなんです。しかるに最近の傾向は、一部にすでに二万人アンケート等、靖国法案——表敬法と言つておられるんですが、かなり能動的な動きが加わりつつあり、エリザベス女王の来日の際にも、例の伊勢へ

参ることが、見学、参観というふうな言葉を使つたけれども大きな世論を引き起こした、そういうことと全部がかわるわけですね。ですから、宮内庁の宇佐美さんがなすっていることの中には、先ほど、失礼かもしれませんが公のサーバントではなくて、すめらぎのしもべであるというふうな見方があるんですよと申し上げたわけですが、その一端にあるわけですね。それにかかわるわけですね。やはり、侍従は天皇の身辺のことをやるのだ、天皇が行けないときに天皇の祖先を祭っている伊勢に代理派遣をすることは何ら抵触をしない、宗教的行為じゃないと、その解釈自体に無理があると思うんです。しかし、十数分しかありませんので、こういう種類の憲法論議をあなたとやっていると果てしませんが、私はあなたの方の答弁にはどうも納得ができません。依然としてやはりこの問題は追ひ続けたいと思います。あなたの答弁では納得しません。しかし、やむを得ず進めます。

内廷費に予備費という項目があるんですけれども、予備費の用途は一体何なんですか。それからもう一つは、内廷費のうちで不時の用に備えて預金をしたり有価証券を買つたりしているということとは先ほど確認をされているわけですが、これは予備費の項目からのものなのか、それともいわゆる物件費の項目からのものなんですか、二つをちよつと伺つておきたい。

○説明員(宇佐美義君) いま内廷費の予備的な経費があると申しますことは、予算の残とか、そういうものをそういうところに集めているだけのことでございまして、予備費というものは予算そのものに入つておりまして、一年の予算を立てまして、結局不時の問題とか、たとえば給与でも必ずしも公務員のベースが上がりましたときに同時にやっておりますので、一年ぐらいいくれます。そういうふうな点で、穴を埋めなきゃなりません。そういうふうな点で、一割という予算がありまして、それでも足りない場合は積み立てたうちから持つてくるわけです。ですから、たとえば常陸宮様が独立なさいますのに御財産というものは何も

ないわけでありまして。そういうときに幾らか積み立てたものをお持ちをいただくとか、そういうことをしないと御家計が立たないという問題もあるわけで、そういうふうな不時の問題のためにあります。それは一割の中の操作ではございませぬ。そういうものを全部操作して、幾らかでも経費がもし余ればそれを積み立ておくということでありまして、全体としてはそんなに大きなものは毎年積み立てるわけではございません。

○衆議院 ちよつと答弁漏れですね。予備費の項目から支出をしているのか、物件費の項目かというところが抜け落ちてますね。内廷費のうち不時の用に備える、あのところですね。

○説明員(宇佐美義君) 落としましたが、それはもう人件費というのとは決まつておりまして、給与ベースが上がりますとやはり公務員と同じように上げて、余り差のないように努めているわけでありまして。ですから、物価が上がりますとか、不時のものが必要になると、主として物件費の方が多いことだと思ひます、全体から見ますと。

○衆議院 内廷費につきましては、つまり内廷費会計については内廷会計委員会というのがつくられて、宮内庁職員がこれを検査しているというふうな理解をしておりますが、この会計委員会の監査結果というのか、あるいは検査結果については、当然皇室経済会議に報告がなされているわけでしょうね。

○兼皇君 これは政府の所管がかなりあいまいになつてゐる部門の問題ですが、千鳥ヶ淵墓苑の問題をこの際伺つておきたいと思ひます。

先般のエリザベス女王の訪日の際に、伊勢については参観であるという解釈がなされて、現実にエリザベス女王はみごとに振る舞われたわけですね。たとへば熱帯もしいし、拝礼に類する行為をとられなかった、優雅に立つておられたという、まことにきわどいけれどもみごとに振る舞われたわけなんですけれども、それは、わずかにエリザベス女王のそういう賢明な意味の洗練によつて回避はされたけれども、依然としてこれは大きな問題を含んでおります。折から衆議院側を中心にしてやはり表敬法についての動きがそろそろ顕在化しようという時期に、やっぱり伊勢の問題についてはもっと掘り下げるべきかと思ひますが、そのいとまを与えられていませんので、いきなりこの千鳥ヶ淵の戦没者墓苑について伺つておきたいんです。

これはエリザベス女王の訪日日程の中にも、たしか一時千鳥ヶ淵に行かれてはという案があつて、間もなく消えた、中止になつたというふうな理解をしております。ところが、私の知る限りでは、昭和二十八年の十二月十一日に閣議決定を見ておりますのは、この千鳥ヶ淵の戦没者墓苑というものを日本における無名戦士の墓、つまり無名戦没者の墓に関する件として、行く行くはもっと整備して、いわゆる各国にあるような無名戦士の墓的なものにしていくことが閣議決定されたわけですね。以後幾多の変遷があつたし、政府の解釈もかなり微妙になつてきたんですが、少なくともいま植木さんがかかわつていらつしやる三木政権においては、今年の三月五日の参議院予算委員会でも、自民党議員に対する答弁の中で三木総理が、われわれが外国を訪問した際に無名戦士の墓に花輪をささげるのは国際的な慣習でもある。しかし、日本の場合には外国の賓客が見てもそういう国際的慣習というのがなかなか容易ではない。しかし、かといつて一足飛びに靖国神社がそ

れにふさわしいかどうかは慎重であらねばならぬ、という意味の答弁をされてゐるわけですね。日本がいま世論をほとんど二分するような形で、やがてまた靖国の後を襲う表敬法が必ず登場してくると思ふだけでも、三木さんの答弁はやや一歩距離を置いている。しかし、国民のある部分は靖国神社をこそ無名戦士の墓にかわるものとして表敬の対象にしたいという意向がなお強いと思ひます。そこで、政府の解釈は恐らくまだ確実に変つてゐるとは言えないが微妙に変つてゐる、変わりつつある、揺らいでゐると私は思ふんだが、私の主張としては、やはり二十八年度の閣議決定を尊重、維持し、保ち、これを厳守して、千鳥ヶ淵墓苑を、無名戦士の墓として守り、育て、そうして今後外国元首が日本を訪問されたような場合には、いたずらに伊勢、靖国というふうな政治、政争の渦に巻き込まないで、むしろ原点をしっかりと踏まえて、千鳥ヶ淵墓苑をこそそのような対象にすべきではないかと思ふんですけれども、それについての政府側の意見を伺つて質問を終わりたいと思ひます。

○説明員(新谷鐵郎君) 千鳥ヶ淵墓苑の性格でございまして、先ほど先生からお話ございました昭和二十八年の閣議決定によりまして、大平洋戦争による海外戦没者の遺骨の収集を政府がずっと続けておるんだけれども、その収集をいたしました御遺骨の中で御遺族の方に引き渡すことができないものをお納めするために国は無名戦没者の墓を建立するということが書いてございまして、御遺族の方がわからないものをお納めするためにつくるということがその当時の方針であつたわけでございます。したがうしまして、よく外国の無名戦士の墓とどう違うかというふうなことが議論になるわけでございますけれども、私も承知しております限りでは、英國のウェストミンスター寺院の中にあります無名戦士の墓とか、あるいは米国のアーリントン墓地の中にございまして、は、初めから全戦没者を象徴するものといつたして、一ないし数体の御遺体をお納めしまして、あ

くまで全戦没者の象徴としてお祭りしてゐるという性格のものでございまして、少なくとも最初つくりましたときのいきさつにおいては、やはり外国とは趣旨を異にしたものであつたということが言えるかと思ひます。ただ、こういういきさつでございましたお墓を、国民感情としてこれからどういふふうにかつていくかという問題につきましては、あくまでそういう国民感情の推移の問題として考えていくべき問題であらうというふうに思つております。

○太田淳夫君 私は、ただいま議題になつております皇室経済法の一部改正案につきまして、二、三御質問させていただきます。

内廷費及び皇族費の定額改定の理由につきまして、あるいは積算の基礎につきましては、すでにお聞きいたしておりますので省略させていただきますけれども、ちょうど昨年この皇室経済法の一部を改正する審議がありました。そのときに長官は、今回の内廷費及び皇族費のアップで、ことし、つまり四十九年度いづれはどうかやつていけると、こういう一応の見込みは持つておりますが今後の推移はかんによりまして、このように答弁されておりますが、四十九年度中の収支計算、あるいは五十年の一月から三月までの財政はどのような状態でございましょうか、一応お聞きしたいと思ひます。

○説明員(宇佐美毅君) 昨年度からことしにかけての決算状況という御質問でございます。もちろん内廷費におきましては、日常の定額だけでは足りないときもときにはございまして、若干の積み立てから回すというふうなことでございまして、本当の赤字というところとかがわかりませんが、とにかく定額でございまして、その範囲内において経理をする、赤字を将来に残さないという努力をいたしてまいりました。昨年からことしへかけても物価が決してとまつたわけでもございませんで、相当物価が上がつておりますし、給与ペー

るというふうなことから本年度の増額をお願いしてゐるわけでございます。

○太田淳夫君 次に、皇族費のことについて伺ひたいんですが、皇族費は皇族の方々の品位保持のために、こういう言葉でございまして、この品位保持というその言葉の内容とどういふものにつきましては、長官はかつて、むずかしい問題である、このようにお答えになつていらつしやるようでございまして、その内容について御説明をしていただかせんじやうか。

○説明員(宇佐美毅君) いまの仰せのとおりでございます。法律におきましては皇族の品位保持のための経費というのが皇族費ということになつております。で、品位保持というのはどういう意味か、生活費ももちろん入るでございまして、その以外に皇族としての御生活やあるいは御交際の面に余り見劣りがあつてはいけないというふうな基本的な必要というものを指していると思ひますけれども、これは言葉といたしまして、なかなか、それではどういふ限度かということとは、非常に、この前も申し上げましたけれどもむずかしい問題であります。皇族様御自身からも、品位保持とせたくとはどういふ区別があるのかという御質問を受けてお答えに困るわけでありまして、ですから、内廷費のように日常経費全部を差し上げるということではなくて、要するに皇族の場合におきましてはある程度の収入がおりになる、あつてもいいということになるだろう。ところが、ただいまの各宮家という方が、古くから続いた宮家でございましていろいろな御財産もあらうと思ひますけれども、みんな新しい方でございまして、そういう新しい宮家というのは、なかなか私どもの推察をいたしましたところではそう多くのものはない。そういうことで、ほとんど物価も上がり、使用人の給与も上がるということになると相当お苦しいというところで、品位保持というのは、大体一つの宮家を維持するということに基づ調にするようなことになりつづつあると思ふのであります。でございますから、ただ品位保持というのを具体的に

におわかりやすく申し上げるというのは非常にむずかしい問題で、まあ以上申し上げたようなことで御了承をいただきたいと思う次第でございます。

○太田淳夫君 わかりました。まあいろいろと宮家の実態、それぞれございますので、御交際の範囲とか、あるいは規模とかいろいろあると思います。しかし、今回改定額が適切であるかどうかというところが審議の一つのあれになっておりますが、いままでも過去の収支状態につきましては、先回も同僚の戸塚委員から質問がありましてそれだけの各費目別にいろいろとお話がありましたけれども、具体的な数字というものは挙げられておらなかったようです。またその数字云々につきましては、これは個人の生活ということでございまして、これは一応過去の三年間ぐらいのいろんな費目別の比率というものは伺いするわけにいかないでしようか。

○説明員(宇佐美毅君) 各宮家ごとにどういう比率にどうなっているかという御質問でございますが、やっぱり秩父宮家はお一人でございまして、常陸宮、高松宮家は殿下と妃殿下、それから三笠宮殿下は四人のお子様がおいでになるわけで、非常に態様が違います。それを法律は一定の親王の定額を基準といたしまして、そして妃殿下はその半額、あるいはお子さまはその十分の一、成年に達すれば十分の三というような基準を非常に機械的に決めておりますので、この範囲内における御融通というものでいろいろ御苦心をなさっているんじゃないかと思えます。最近は何ってございせんが、昔は大分御窮乏で、いろいろな品を御処分になったといううわさも聞いたことがございします。最近はいくらもいせんけれども、しかしこの宮家のあれについてはいふ御苦心が多いのではないかとこのように考える次第でございます。

○説明員(宇佐美毅君) この皇族殿邸の問題は大部分から、池田内閣のときから皇室経済会議でも問題になりました。余りおひどいんではないかという発言がありましていろいろ検討されたんですが、なかなか結論を得ていなかったのでございますが、まず最初に三笠宮殿下、それから秩父宮殿下、それから高松宮殿下と、三宮家につきましては国会の御審議を経ましてすでに完成をいたしているところでございます。次いで常陸宮殿下でございますが、ただいまの建物は、元東伏見宮殿下のお住まいでございまして、その後東宮殿下が――皇太子殿下が一時御使用になったことがあり、その後常陸宮様がお入りになったわけでありまして、これは戦争中に焼夷弾を受けたわけで、屋根が抜けて雨が入ったりいたしまして、ドアなんかがきちっと幾ら直してもまたあかなくなるとか、あるいは古い木からキノコが生えるような状態を見ているわけでありまして、何としましてこれも新しく修築しなければ長くもたないというところでございまして、これは一昨年調査費と、本年度から明年度にかけて――本年度の予算に計上いたしまして御審議をいただき、いまこれを請負に出そうとしているところでございます。で、明年度までにこれが完成する予定でございます。それで各宮様の方は一段これで終了するはずでございます。

○太田淳夫君 このような新しい殿邸がつくられるような場合、当然今後生活される宮家の方々の御意見というものをそこに反映されると思えます。計画の中に、私のお聞きしたいことは、天皇を初めとして、そういう皇室の方々からいろんな生活の問題あるいは住まいの問題で、いろいろ御希望が出されると思えますけれども、その問題はどのように処理をされているのかひとつお聞きしたいと思えます。

○説明員(宇佐美毅君) ただいま三宮家、いま常陸宮家とも四宮家でございまして、この建設に当たりましては、大体大蔵省と――国有財産の皇室用財産として使うわけで、一種のまあ官邸、公邸的なものでございます。宮様の御私有になるものではございません。したがって、その建設に当たりましては、大体まあ特に基準というものを公式に決めたわけでもございせんが、その御生活ぶりから見て、職員もある程度おりますし、そういう点も考慮して検討いたしましてスタートしたわけでありまして、で、三笠宮殿下のを基準にいたしまして、その後大体同じような規模において考えまして、それ以外の若干の御希望が出ております。こういう形式のものが欲しいとか、こういう建物がいいたいとかいう御希望が出ますと、必ずしもそのとおりになるわけでもないかと思えますけれども、大体御希望を入れた感じの建物にいたしますとか、二階でない方がいいという方もございまして、そういう御希望は大体入れられる程度におきましては入れて建設をいたしたわけでございまして、大体できまして皆御満足をしていただいていると思っております。

○太田淳夫君 次に、宮家の職員のことにつきまして、ちよっと伺いたしますが、宮家のお仕事の中で公の仕事とされている方々、これは国家公務員の方々が配置されていると思えます。前に長官の御答弁の中に、国会の審議で、ちよっと昨年でございますが、こういう国家公務員の方々は昔の恩給とかあるいは年金制度、共済制度というものがありますが、内廷に属する人たちが及び皇族に属する人たちについてはこういう制度がないということでございます。長官の御答弁では、そういう宮家の内廷に属する人あるいは皇族に属する人たちに対してはいろいろといま配慮をされている、保険会社の年金制度などを用いたり何かしまして、いろいろその差を縮めるように努力しておられると、このように御答弁されておったと思えます。また昨年の審議のときには、法制化というのは非常にむずかしい、しかし何とか道を立ててやりたい、しかしそのために毎年多額のものが出ていくとなると財政的な基礎的な準備が必要だと、このように御答弁されております。

○説明員(宇佐美毅君) ところで、その後のような検討がされてきたのか、あるいは今回のこの改定にその長官の努力をされるという趣旨が盛り込まれてみえるのかどうかお聞きしたいと思えます。

○説明員(宇佐美毅君) ごく最近のことは、必要があれば担当の秘書課長からお答えいたしますが、従来は、内廷費に属する職員あるいは各宮家の皇族費に属する職員、これは一般的に一般公務員よりいろんな点で不利でございました。しかし、それは同じような仕事をしておりまして非常に不公平でございまして、人事の異動等もたまにはございまして、そういうときにも非常に困るということが起こりますので、いろいろ努力いたしまして、ただいまは仰せのとおり年金以外につきましては公務員と全く同等に扱って、公務員がベースアップがあればそのときに上げるというように扱いをいたしておるわけであります。ただ、どうもやはりいまの年金の問題が、私的使用人でございまして非常に法制的にもめんどうでございまして、いま仰せになりましたとおり、保険会社の年金加入という問題を、公務員よりもちよっと不利な点でございます。しかし、御希望があれば、これは使用主の分担もございまして、内廷費から出していただく、あるいは宮家から出していただくというような措置もしながら、御希望の者だけに扱っているわけでありまして、その後いろいろもつという方法はないか検討はいたしているはずでございますが、まだはつきり私自体報告を受けておりません。何かございしたら秘書課長の方から御答弁いたします。

○説明員(藤巻清太郎君) お答えいたします。ただいまの件につきましては、内廷職員、それから皇族の私的な使用人につきまして、現在いすれもいわゆる政府管掌の健康保険、それから厚生年金に加入しております。そういう状況でございます。

○太田淳夫君 それではまた問題が変わりますけれども、午前中からずっと同僚の委員から、い

きしたいと思います。

○説明員(宇佐美義君) いわゆる御用達制度というのは、明治二十四年、宮内省御用達標出願人取扱順序というものがございまして、これが最初でございします。その後昭和十年にその改正を見ておりましたが、昭和二十四年になりまして、最後にいたしまして、いまだ認可したものの期間があと五年で切れる、それ以後はやらないということとで、それ以来宮内庁としてはそういう制度を公式に認めておりません。ただ、引き続きその称号を使っているものが認可されたうちでも若干残っております。あるいは食品でありますとか、陶磁器とか衣類とか建築材料とか、いろいろなものについて宮内庁に納めるという意味で使っているものはございます。これが不当な使い方をいたしておりますれば、これは当然われわれとしても注意を与える必要がございます。かつて、あるお菓子を つくるときに紅を使いますが、その紅を婦人の口紅の広告にテレビで使ったことがございまして、これは非常に注意を与えたことがございます。そういうことはございますが、ずいぶん古くからの出入りで特に過ちがない、あるいは不当にそれを利用することがなければ、当方としてはそれがはつきりしない以上はいまのところ黙認のような形でございます。ただ、これが不当表示防止法が適用されれば、これは公取の方の問題になろうかと思ひます。いまのところは若干残っておりますが、いまのような特に少し行き過ぎたものは注意を与えております。その他の古くから誠心誠意納めておるところは、宮内省御用という名を使つてもやむを得ないということになっております。

○太田淳夫君 やむを得ないことでございますが、そうしますと、別にいま、しょうがない、害がないというわけでございますね。ただ、お話を聞きましたら口紅の一件があったということぐらゐがトラブルといへばトラブルでございしますか。

○説明員(宇佐美義君) 私どもが気がついた例の一つを申し上げたわけでございますが、そう悪用したというのはいまのところ耳にいたしておりま

せん。もしあれば嚴重にそれを注意をいたしたいと思ひます。いまはまあ御紋章を使つてもどうしようもないような時代になっております。そういうことで、要するにさっきの法律上の処置として非常な不当な表示であるならば、そういう手だてはあるであらうとは思ひます。

○太田淳夫君 それでは、問題は変わりますが、きょうは総務長官が見えなくなつておりますので最後にお聞きしたいと思ひますが、三月十八日です。衆議院の内閣委員会、総務長官から天皇御在位五十年を記念しての記念行事のこととお話しになってみえました。御在位五十年は来年になる、来年の天皇誕生日に記念行事を催すことで関係各省庁と協議をされている、こういうお考えがそのとき述べられてみえましたけれども、大体この計画はいつごろまでに具体化する予定でございましょうか。いま関係各省庁とのいろんな話し合いは進められておりますか。

○国務大臣(植木光教君) 衆議院の内閣委員会におきまして、天皇御在位五十年の記念の行事をやつてはどうかという御質問がございました。そのほかに五十年の予算の編成に当たりまして、与党内から昭和五十年を記念する行事をしてはどうかというような意向等もございました。ただ、昭和五十年というのは数の上の五十年でございまして満五十年ではございませんので、昭和五十年を記念する行事というのは、本年度の予算においては、あるいは行事の面におきましても政府としてはやらないことにしたものでございますが、御在位五十年がちょうど明年に当たります。たとえばオランダの女王陛下が御在位五十年を記念して国家的な行事を行われたという例もございまして、そういう面も含めまして、御質問に對しまして御在位五十年の行事を何らかの形で行ひ得るものであるならば行ひたいので検討をしてみたい、こういうお答えをしたわけでございまして、まだ私、いろいろの問題を抱えておりまして、各省庁と協議をする段階まで至つておりません。ただ、問題として提起せられましたので、いずれにいたしま

しても行事をやるかやらないかというところから始めながら、検討をさせていただきたいと存じます。

○太田淳夫君 そうしますと、この関係各省庁と協議をされているというのは、まだまだそこまで進んでいないということですね、そうですね。

○国務大臣(植木光教君) 関係各省庁と協議をいたしたいというふうに答えたのでございまして。

○太田淳夫君 終わります。

○河田賢治君 皇室経済法の問題について、衆議院並びに参議院のいろんな議事録を読みましてやりとりを調べてみたのですが、どうも宮内庁の方が、内廷費の積算の基準ですね、物価が上がったとか、あるいはその他が上がったから何ぼ上げるということがあるのですけれども、その積算の基礎というものが、きょうも話がありましたけれども、実際にその点余り明確に出てないわけですね。確かに二十二年に八百万円というものが出て、金森さんという質素を旨とした生活だと言つて、その予算を説明されております。それからまた、それに使われたいろんな費用の分類ですね、食事がどうだとか旅行がどうだとかいうような区分も、最近あなたの方で区分されておられるような形で、区分されたものは見ておりますけれども、この理論的な根拠になるようなものは余り宮内庁の方では積極に出されてないわけですね。これはなかなかそれだけをとって標準というものは、象徴としての天皇の品位を保つとか、生活を保つていくという問題はかなりむずかしい問題だと思ひますけれども、しかし、たとえば国家公務員の給与について、あの人事院勧告を見ますと、これは主として生活給与の問題ですから、まず食費の問題、住居費とか、いろんな問題をずっと詳しく調べているわけですね。御承知のとおりカリフォルニアで十八歳の単身で二千何ぼですか、カリフォルニアで、その小売価格は幾らだといつてずいぶん詳しい参考資料を出しているわけですね。これは国家公務員で、これで総理大臣が大体国家公務員の十二、三倍とかいうふうに、大体これまでの

経験からはきているわけですね。宮内庁の方は、確かに天皇家のいわゆるプライベートな問題ですから、私経済に入らぬというところは、それはなんでもすけれども、しかし予算が出る限りはその予算に對するやはり一応の納得のいく説明が私には要るんじゃないかと思ひます。この点はどうも、これまでのいろんな議事録を見ましてもはつきりおつしやつてないわけですね。これは理論的にもできてないからできてないかなんとかない、と、本当の内廷費の問題について納得のいくような審議はできぬような気がする、基礎が決まっていなくてから、この点をちよつと長官からひとつ話してもらいたいと思ひます。

○説明員(宇佐美毅君) 申し上げるまでもなく、その内廷におられます天皇初め皇族の方々の御日常生活、日常要する経費ということでございまして、一つ、何といひますが、生活費ということでもございまして、それで、その一食分のカロリー計算からそれがどのくらいかというふうな計算は実はいままでも出ておりません。しかし、そう、皇族様も人間でいらつしやいますから、人の何倍も召し上がるわけではございませんし、むしろ小食の方でいらつしやいます。そういうことでございまして、われわれも、前、八百万円の計算のとき、昔でも同じことであつたと思ひますが、そういうときの御生活費というものを基準にして八百万円が決まつて、そのときは相当基準を御説明しているようでございます。それが基準になりました、後物価の値上がりを見てきたわけですから、先ほども申し上げましたとおり、それでもお苦しいときがあつて千五百万円の基金に大分手をつけて、私の前の長官が非常に恐縮して、それをもとへ返そうというのでいろいろ御節約も願つたのであります。そういうようなことがございまして、決して普通の個人の生活と基準において余り違わなと思ひます。御親戚の間のいろいろな御贈答でも、われわれの経験から言つて、普通の家と余り違わな程度のもの御交換にすぎませんし、あらゆる意味で御質素であります。た

だ、内廷費の中の特例なことは、やはり神祇、宮中三殿の維持に要する経費でございまして、それから若干ございましていろいろの大事なお品の修理でございまして、その他はそう変わったものはないと思ひます。それで物件費につきましても、かつてから大体金額の総額はどのくらいということをおしやうとしてお示ししてあるところでございまして、そういうわけで、カロリー計算ではいたしてありませんけれども、大体常識的な線を考えておりました、たとえば非常に物価が上がつておまして、おかしな話でございまして、下さるお菓子も小さくしなきゃならぬというふうなこともやつておるわけでもございまして、そういう点でひとつ御了承をいただきたい、かように存じます。

○河田賢治君 この内廷費というのは定額になつておるわけですね。それから皇族費もそうでございまして、これは物価が上がつたり人件費が上がれば上がるというふうにして、四十三年に定額を一〇%上げれば上げていくという懸念会ですか、この懸念会というのは、これはどういふ性質になるんですか。別にこれは法律上、こうして法律を直すとかんたかというこの権限があるとかないとかじゃないでしょうか。どういふんです、これは。

○説明員(宇佐美毅君) 皇室経済法というものは法律で決められたものでございまして、そのメソッドの方が、正式の会議でなくて集まつて忌憚ない議論を交わそうというので、池田総理の御発案で第一回が行われましたわけでありまして、その後は行われておりませんけれども、それに至りましたのも、先ほど申し上げましたように、国会の方ではその定額だからといって遠慮しないで毎年出せとか、あるいは二年に一遍出してはどうかという御議論が大分ございまして、どうしたら基準的になるだろうかというのを検討いたしました、一〇%の予備費というものが本当にそれで足りなくなつたらお願いしよう、ですから、いま二年に一遍ぐらいになりましたし、去年出してま

たことしお願いしているわけで、いままでもなく頻繁でございませうけれども、これはどうしても物価の上がることと、それから給与ベースが大幅に上がってくるというところから出ております。本来定額でございませうから、そうしよつちゅうお願いすべきものでないかと私は思っております。そういう趣旨で、ときには、内廷費の方は何とかやれるから出さなかつたり、皇族費の方は金額も小さくてお困りの模様だから出そうとしたりいたしたこともございます。そういうふうな一種の定額基準というものでございませうから余り動かさないようにという配慮でいたしておりますが、このように変わつてくれば、ちよつとそれでは非常に予算を組むのに窮屈でありますのでお願いしているわけでございませう。

○河田賢治君 日常生活において、大体この数年、天皇の内廷費というものが一応質素にはされながら、過不足は大体ないというふうにお考えなんでしょうか、どうです。

○説明員(宇佐美毅君) 不足になりますと、また定額を直さなざるやなりません。ですから、そういうときの用意に幾分ためておられるものを融通して赤字は出さないという形にしております。それが急激に上がりますとこのたびのように去年上げてまたお願いしなざるやならぬということで、これが落ちついてまいりますと、横ばいでまいりますならばしばらく上げなくてもいいということになろうかと思ひます。

○河田賢治君 私はこの皇室経済法のできるときにいませんでしたから、この間の事情わかりませうけれども、たとえばこの第六条に、皇族の方、人数がふえる、家族構成が要するに変われば、だんだん、一人について妃殿下は二分の一とか、あるいは独立生計していない場合は十分の三を出すとか、こういうふうな個人個人の単位で出ているわけですね。これは定額の場合はこういうことをしないで、何かこう非常に窮屈になると思ふんです。同じ定額で、家族がふえる、それが

だんだん大学へも行つたり、あるいは子供さんがまたお孫さんができるとかいう場合は大変だと思ふんです。ところが、この内廷費の方はこういうことになつていないですね。いわゆる天皇一家の、直接の天皇の直系の一家だけの費用として出ているわけですね。この辺はどういうわけなんでしょう。これは古いときのことと私わかりませうから、皇族は皆別々に計算ができるように単位ができていますね、一人づつ。ところが皇室の方は、内廷費の方はなつてないんですね。これから十年先になれば、いまの皇太子様が、この方がまた妃殿下をもちと、孫さんができる、ひ孫ですね。そうすると家族がどんどんふえるでしょう。小さいからといってほうり出すわけにはいきませうね。そうすると、これから十年先になつたら相当なやつぱり家族構成になると思ふんです。それから、いまの皇太子の息子さんたちも、大学へ行くとか、やがてお嫁さんをもたられる、またひ孫ができるとか、相当ふえると思ふんです。こういう場合の単位がありませんから、一軒の家として定額を渡しているんです。皇族家の親王の方は、みんなこれは単位で出すようになつて計算が、この辺はどういうことになつておりますか。私、この立法当時にもいせんからちよつとお聞きしておきたいのです。

○説明員(宇佐美毅君) いまのお尋ねにつきまして、皇族費の方はなるほどいろいろ多様になつております。現在親王定額というものが決まつておりまして、それで妃殿下は二分の一、それから未成年の方は十分の一、定額の十分の一、成年に達せられると十分の三という計算でございませう。これがどういふカリリ計算でどうなつていふかという、基礎のことは私もよくわかりませんが、そういう皇室経済会議、皇室経済法制定のときから一つの基準となつております。一つの御家庭にお子さんがふえていろいろになつてまいりますと、これはすべて親王でなくて王の時代が来るわけですね。王は法律によつてまた十分の七とだんだん少く安くなります。そういうようなことがございま

すが、これが果たして家族構成にうまく当てはまるかどうか、まあどういふことになるか、なかなかむずかしいところが實際あるうと思ひます。ですから、皇室経済法についても検討を要すると申し上げたようなことは、そういうことも含むわけにございまして、各皇族様も、たとえば秩父宮様の、いまのお子様の皇子様は王になられます。そういう場合に秩父宮様の親王様は三人おられますが、跡をお取りになると申しますか、秩父宮家をずっとお継ぎに、皆さん中におられますか、あるいは独立して別の宮家をおつくりになるか、そういうことにも影響がいろいろ出てくるだろうと私は思ひます。(間違ったやないか)と呼ぶ者あり)間違ひでございませう。秩父宮様でございませう。三笠宮様について申し上げております。そういうふうで、なかなか将来どういふふうに、まあいわゆる世間で言ふ分家のような形をおとりになるのか、あるいは三笠宮様に残つておられるのか、そういう点についてのひとつ問題も考へていかなさなならない。それに適応するような品位保持の経費というものが、将来何か訂正を要する時代が来やしないかという感じを持つて見ておるところでございませう。

で、内廷費の方は、法律にも書いてございませうとおりに天皇及び内廷におられる皇族と、いま全部で七方ございませう。いままでは天皇陛下の内親王でいられる方が御結婚して出て行かれました方もございませうし、新たに皇太子様のところへお生れになつた方もございまして、その都度都度、そういう増額の場合にそういう点を考へております。さつき申し上げました常陸宮様の独立の場合には内廷費を上げなかつたこともございまして、経費を落としまして、それから貞明皇后が御生存のときの措置もあるわけにございませう。貞明皇后の皇太后宮職が廃止になりました。そうすると相当経費が要らないということで、物価が上がりましてそのままであつたときもあつたかと記憶いたしております。そういうふうな扱つております。

○河田賢治君 まあとにかく、こういう法体系の中に、一方は個人をかなり単位に見て物を支給するという考へと、片一方は一つの大家族主義で、子供さんがありひ孫ができて、まだ小さいんだから独立することはできないし、そういう場合になりますと、定額だとして非常に矛盾を感じられるわけでしょう。まあ内廷費もそれは一〇%上がれば上がる、この間のあれでなりますけれども、子供さん一人ふえたからつてすぐ上げるわけにいかぬでしょうし、だからこういう点でこの法の中に私は一つ矛盾を感じたわけですが、こういう問題をもつと精密にやられるというお考えなんです。先ほども話が出ましたが、天皇家に仕える、いわば天皇にとつては家事使用人ですね、二十五人おられるそうですが、この人々は先ほども話がありまして、しかし、これは国家公務員並みに準じて人件費を上げておられるわけですね。しかし、まあ国家公務員といつてもこれは天皇のいわば家事使用人ということになりますから、給与は出ましても退職金や、それから恩給制度なんか、さつきも話がありました。これはやはり何らかの形で、国家公務員に準ずるなら、やつぱり個人的なそういう使つておる労働者との間の雇用関係がある限りは契約を結ばなければならぬと思ふわけなんです。で、国家公務員に準ずるなら、やつぱり恩給制度もこさえないかならぬ。できるだけ、いろいろな点では民間なんかの産業を研究しておやりになつていふことになりませうけれども、少なくとも予算で要求されるときは国家公務員並みということをやつておられるわけですね。しかし、実際のまだそういう制度がきちんとできてない。やがて週休二日制なんかもなるでしょうしね、そういうものを見計らつて、やはりこういう問題はつきり、いやしくも天皇、象徴なんですから、そこで使われておる人も満足し、あるいはまあ不満であつてもとにかく一応日本の最高のいわゆる労働水準というものを保つていかなければならぬじゃないかと思ふんです。そういうことは、やはり宮内庁としても率先して、これは国家が直接やり

ませんからいろんな費用の国家分担というものがありませんけれども、しかしそういうものをやはり勘案して働く人に対してはやらなければならぬじゃないかと思うわけです。で、まあ非常に、いま国家公務員の定員削減なんかもありますから、定員の削減するところはしていくと、それでもつと現に働いている人を優遇をするとか、いろいろそこら辺の考えはこれからあるでしょう、検討されると思いますけれども、そういうものを早くおつくりになって、少なくとも家事使用人というのは天皇さんだけじゃない、親王さんのところもありまして、それからまた一般のところもすいぶんあるわけですから、こういうものの模範になるようなものをちよつとおつくりになる必要があるんじゃないかと、こういうふうに考えるんですが、いかがでしょうか。

○説明員(宇佐美毅君) いま御質問のとおり、私も同じ職場で同じように働いて、いるわけでございまして。したがって、国家公務員に劣らないようにしてもらいたいという感じがいたしまして、この人件費のベースアップのときには、やはり内廷費も上げていただいて出すようにしたい。ただし、この思給的な、保険的な問題になりますと、これはもう非常に数が少ない人を相手のことでありまして、いずかばかりの掛金だけでどういふうにいくだろうか、なかなかずかしい問題がございます。退職金の方は、これはもう陛下の方にお願いたしまして、公務員と同じ程度のものは下さるようお願いしているわけでございます。ただ、保険、恩給的なものにつきましては、そういう掛金とかいふような問題も、やらないと公平でもございせんし、それだけは人数が少ないので非常に、やりにくい問題でございまして、それで、さっきのような措置をして、幾らかでも埋めるような努力をしておるわけでございます。

○河田賢治君 まあその人数が少なくても、個人個人では契約ということでやればやれるわけですよ、別に大きなあれをつくらぬでもですよ、やっぱり労働者として働いている人にとっては、労働

権やそれからそれに対するきちんとしたあれを、社会保障のものを、やっぱりちゃんとつくるということが私は必要だと思うわけです。このことを申し上げて次のところへ入りたいと思うんです。そこで、この施行法の第二条、つまり天皇が一定の価額のものを下賜する場合、それから譲り受ける場合、この規定がございまして、九百九十九円、後者の方が三百三十万円と。これは最近すいぶん物価が上がっております、いまおっしゃいましたようにお菓子も小さくなったと、同じ下賜するんでだんだん下賜品が少つたの悪いものになってきたとおっしゃっているんですが、この改正はやらなかったわけですか、なぜでしょうか、ちよつとこの点を伺いたいと思います。

○説明員(宇佐美毅君) ごもつとも質問でございまして、過去においても二度ばかり増額をお願いしたことがございます。ただ、たくさん下さるということ、あるいはたくさんいわれる国民からもらわれるということを余り奨励しないと、憲法第八条というのは、もう一々国会の議決を経なきやならぬというたてまえにあるものでございまして、ただ余り細かいものは煩瑣でございまして、そういう特別な規定を盛つてその範囲は自由でよろしいということになっておるだけでございまして、ですから、これを非常に大きくしていくというところは、憲法の趣旨でもないではないかというふうに考えます。ですから、余り物価の関係が変わつてくれば適当なときにまたお願いする時期があるかもしれないが、いまのところ特にそうしないかと非常に困るという状況でもないように思いますが、まだお願いしてない状況でございまして、またいずれそういう機会があるかもしれません。

○河田賢治君 その点は私も賛成なんです。最近天皇の誕生日にいろいろな社会事業団体なんかへ下賜金を渡されておりますね。大体例例になつておるようでございまして、それからまた、いろいろ赤十字の大会とか、皇后が出て御下賜されると

か、それからまた、学士院とかその他のいろんな學術的なものにも出されておるやに承つております。私新聞で、田舎の新聞ですけれども見たんですが、天皇の誕生日に当たつて、保育所が一所所と、それから児童の福祉施設ですね、これに御下賜金があったという記事があつたわけですよ。ちよつと私も重箱のすみをようじでつくような聞き方もしませんが、大まかに聞いたわけなんですけれども、かなりやはり天皇の下賜される問題については、どういふ順序でやつたとか、いろんなことを聞きまして、どうもおつかなびつくりで、とにかく恐ろしいことだといふふうな役所の連中も感じているわけですね。私も余りは聞きませんでしたけれども、議事録を見ましても、社会事業団体の優良な事業団体に渡すんだということ、を瓜生さんであつたかどなたか宮内庁の方がこの国会でおっしゃつておりますね。さてその優良な団体というのはどういふことになるのか、その点をまづお聞きしたいわけです。

○説明員(宇佐美毅君) 従来は天皇誕生日あるいは暮れにもそういうことがございまして、ただ昔からのあれで下さる金額も非常に少ないこともございまして、近ごろは全部統一して天皇誕生日だけということにいたしております。この際、やはりそれは厚生省あるいはいろんな保護事業、更生保護、法務省関係の施設でございまして、か、そういうものについて、その省において、非常によくやつておる人、団体というものを選んでいただいて、これはもう全国にわたりますので、どういふ宮内庁が毎年調べて歩くわけにまいりません。そういうものの調べるをいたしてそれに下さつておるわけでありまして、まあいま申し上げたようなことで、いまの時代から言つてその金額も十分でもちろんないかもしれませんが、そういう福祉事業方面に陛下は非常に御関心がおありでございまして、昔からそういう面に入力を入れていらつしやいますので、まあそういう気持ちであらわすような意味でいまだに続いているわけでありまして、いろんな点は、そういった厚生省その

他の役所の方も大変なお仕事になると思います。ですから、どうしたら一番いいかということもときどき伺つて相談をしつあるわけでありまして、いま現状はそういうことになっておりますので、その他赤十字、これは特に皇后陛下が名誉總裁をしていらつしやいますので、赤十字関係の病院に入つておる者には、お見舞いにはんのわずかなものを賜るとかいうようなことも行われておりますけれども、そういうわけで、これもだんだん、非常に小さな品でございまして、値段も上がつてまいります、苦勞をしておりますので、何とか絶やさず、かし毎年行われておりますので、何とか絶やさず、にいきたいという努力をしているわけでござい

○河田賢治君 厚生省の方来ておられますね。――伺いますが、社会児童福祉施設、この国会提議で見ると、全国的に公営とか私営とか、こういうものがあるわけなんです。しかし、優良な団体と宮内庁で認められて、それをあんな方の方で引き受けて選定されるんだと思ふんですけれども、優良な団体というのはどこを標準に優良にされるのか、私はこれちよつと疑問が大分出てくるわけですよ。御承知のとおり公営保育所にしまして、これは全部地方自治体が厚生省からの補助金を受けて建設する、あるいはまた措置費を受けてやつておる。しかし、御承知のとおり最近超過負担で公営やつておるところもかなり赤字が出てもう弱つておるでしよう。そういう、経営が同じようにやられていてそれが優良かということとはなかなか区別がつきにくいんじゃないか。それから私立になりますとね、公営でも、公立公営と、それから公立私営で、委託して、それでどんなある程度児童の養育料ですか、園児から、親から金を出してもらつてそれで経営するものもあります。それから全然私立です、私営、私営私立でやつておるところもございまして、東京あたりではずいぶんひひのがあつて、子供を殺したりしているようなところもありましたかね、無認可だつたと思いますが、そういうふうに千差万別な

んですね。そういう中で、こういう天皇から下賜される金額、たとえわずかであってもこれを配分するときに優良な団体というのはどういう標準になりましようか。あなたの方から見てもこれを基準に優良とされるのか、ひとつその辺をちよつと伺っておきたいのです。

○説明員(北村和男君) いまのお尋ねでございますが、天皇誕生日に際しましての御下賜金のしきたりは、昭和二十三年以来ずっと継続しているわけでございます。私どもの方といたしましては、宮内庁の当局から本年度はこのくらの数ということをお示しいただきますと、早速都道府県、それから指定都市の方に連絡をいたしまして一定の推薦を求めることにいたしております。その推薦をいたします際に、私どもといたしましては、その自治体においてそれが適当であるかということにつきましては詳細に存じませんので、一応社会福祉事業法に言いますところの社会福祉施設を営営していること、それからその設置主体も原則として社会福祉法人、場合によりましては都道府県で認可されておられます公益法人ももちろん含めさせていただきます、そういうことであること、数がたくさんでございますので、私どもの方といたしましては、できて三年以上施設経営をしておられるところで、かつ過去五年間にわたって御下賜金をいただいたことのない施設というような条件をつけまして、各県から推薦をいただいておりますのでございます。

○河田賢治君 私、これ個別的に当たったわけじゃないんですけれどね、ある市役所で聞きますと、実は昨年ほかのところへ——同じ同一市内です、来たと言っておりました。やはり一つの地方都市ですけれど、六万七千ぐらいの。たくさんあるわけですね、ほかに。ずいぶん古い町づくりの町もありまして、新興都市もありますし、いろいろあるんですけれども、優良な事業団体に天皇家の方から下賜されるという場合に、いまおっしゃったように三年以上とか五年以上とか、いろいろなそういう条件をつけられておりますか。

れども、どこへ行つたかかなり保育所というのは火の車が多いわけですね。それを、余り優良でない、これは優良だなんて折り紙がつけられるかどうかという問題が出てくるわけですね。私立だと公立と違ってやっぱりたくさん子供さんの親は保育料を出さなきゃならぬわけでしょう。もう一万以上出しているところはざらにあるんです。だからそういう中から、仮に私立には行かぬにしまして、とにかくこれは優良だ優良でないとか言つて渡しましても、どうも基準がびつたり私たちにはしないし、それからもう一方にしまして、もたらぬところがこれは大分問題なんです。よ。たとえ二万でも三万でも、やっぱり少しでも、小さな経営になりますればおもしろい買つたりい

ろんなことをしたいと思うでしょう、設備も直したり。そういう場合に、なかなか対象は多いですから、これはみんなに満足させるわけにはいかぬと。そうしますと、一方に出せばかなりほかに渡らなければ不公平になるわけですね。みんなが欲があるわけじゃないんです、みんな困っているから。だからこの点で、団体が一つならこへ金下げるといふときには公平さはあるわけですね、けんかはないわけですね。しかし、たくさん困つたところに、そこにばつんと三年なり五年の

いろいろな期限をつけて、これは優良だ優良でないという基準をつくりまして、どこでも少しでも金は欲しいとか設備を少しくしたいとか、子供さんを喜ばしたいとかいうことはたくさんあるわけなんです。それから、そこへ出しまして、かなうという選定そのものが結局大きな社会的公正を生むと私たちも考えるわけなんです。確かに赤い羽根運動やいろいろ個人の寄付を仰いでやることもこのころはありますけれども、しかし本来、これは総務長官にお聞きしますけれども、関係としてこういう社会事業を行うこと、特に保育所をつくるといういは児童の療養施設をつくつたりすること、これは政府の私は責任ではないかと、昔は金持ちとか、いわゆる救貧、貧乏を救うとか、あるいは非常に貧しい者をどうするかというう

な、大金持ちから金を仰いでそれで事業をやることもある時代があったわけですね。しかし、いまは政治としてやはりできる限り国民の多数の望む、そうした不幸な児童の施設をつくつたり、あるいはまた保育所をつくつたり、あるいはさらに進んで幼稚園もつくつたり、そういうことは政府のいわば本来の政治的な責任があるんじゃないかと、こういうことを考えるのですが、どうでしょう。

○国務大臣(植木光教君) お説のとおり社会福祉施設をつくりましたり、あるいは保育所をつくる等々の施策は、第一義的には国が責任を持つて遂行すべきものであると自覚をいたしております。同時にまた、民間の諸団体でありますとか、あるいは篤志家でありますとか、こういう方々の御協力を得るといふことも一つの重要な課題であると思つてございまして、官民協力をいたしまして、ただいま御指摘のような施設の充実並びに整備のために努力をすべきであると考えております。

○河田賢治君 恐らく厚生省にしまして、宮内庁からこれほどの下賜金があるだろうから、予算は組んでもこれぐらいあるから、それで多少でも助かるわいというふうなお考えは私はないと思つただけなんです、それはどうでしょう。

○説明員(北村和男君) この御下賜金の御趣旨が御趣旨でございますから、また先ほどお答えもございまして、金額的に足しになるとかならずぬとかいうことじゃなしに、まさにお気持ちでございます。したがって、私どもはそういうありがたいおはしめしてございまして、その範囲内で各県でできるだけ適当な施設を、先ほど申し上げました条件に合うようなところで、ひとつ自治体の方で十分御検討の上推薦していただくことにいたしております。内容につきましては、金額でも金額でございますから、施設収容者全体で利用できるような、たとえば子供の施設であります遊具とか、遊び道具等でございますが、大人の施設であります、ロビーに置きますテレビとかラジオとか、そういうみんなんで利用できるような

ものを選んでいろいろな実情でございまして。

○河田賢治君 いま、大臣や、それから厚生省の方が述べられましたように、それはお気持ちには違いないですね。けれども、それがどうせあなた、国民から税金いただいて、天皇がどうせあなたでしよう。一般会計からこしは一億六千七百万ですか、いま要求されております。このうちの幾分かがそれに入るわけですね。それが下がってくるんですよ。だから、基本的にはこういう問題の考え方が、たくさんこれは陛下がどどん下賜されると、これは九百九十万円に決まっておりますけれども、さつき宮内庁長官が言われたように、できるだけこういうものは減らしたいとおっしゃっているのは私は賛成なんです。予算でうんと組めばまた下へたくさんおろすことができるんですよ。しかし、政治はそんなものであつてはならぬはずなんです。天皇あるいは天皇一族の何かに恩恵によつて、いわゆる恩恵によつていろいろな制度が生きてくるというふうなことは本當のこれは政治ではないので、だから私はその点を言うので、いま長官も、一応政治の責任はこちらにあるとおっしゃったんですが、そういう点から宮内庁の方も安心していただいて、これはやっぱりとどんどん減らして、もっと緊急なものたくさんあると思つて、自然災害もありますし、そのほか新しい文化的な方面もいろいろ今日ありますし、もつともつと國の政治が、不幸な病人やあるいは生活のできない人あるいは子供がたくさんあつて難儀な人、こういうものが、いろいろいま設備をつくりつつあるわけなんです、まだまだ日本の社会が今日その方向にやつと一歩を踏み出したぐらいにすぎないんですね、諸外国から比べまして、だからこれかなんなんです。ですから、そういう点からしてもやはり私たちはできるだけの國の政治が責任を持つてやるということが必要だと思つたわけです。そういう点で、私はこの問題を、宮内庁が優良な社会事業団体とおっしゃいますけれども、この優良自体を見分ける標準自身が非常にこれまた困難なので、多くの施設その他はかな

り、そういうものに對して不満を持つと思ふんですよ。また實際に持つております。だから、こういう点も十分配慮されて、下賜される場合でも、なかなかそう一般には渡らぬと、渡らぬときにたくさん寄つて、そしてわずかばかりを出して、これは天皇の仁愛によるものだからというような広告をせぬでも、まじめな政治をやり、まじめな仕事が政治の上に反映していけば、みんな別にその問題はないわけなんです。そういう点を私は強く主張しまして、厚生省の方も結構です。それからこの問題は宮内庁もそういうことをさつきおつしやいましたから、できるだけこういう問題についてでも配慮をお願いしたいということです。

さらに、天皇が今度十月ですが、アメリカに訪問されますね。この方は内延費でなくて宮延費から出ると思うんですが、まだどこを回られるかというところから細かく、恐らく向こうとも打ち合わせられるので確実なものではできないかと思えますけれども、大まかに今度の訪米されるについて大体どのくらいの子算を組んでおられるのか、ひとつ、できましたらその点一つだけちょっと伺っておきたいと思うんです。

○説明員(宇佐美毅君) 天皇御訪米につきまして
は、先ほど申し上げましたとおり、まだ御日程も
詳細にでき上がっておりません。ただ、いろいろ
なアメリカでも希望がございますので、すでに発
表になりましたように、ワシントンから都市とし
てはニューヨーク、それからシカゴ、サンフラン
シスコ、それからロサンゼルスと、あと海洋研究
所、その付近で二カ所ばかりというのを発表に
なっておりますので、その各都市あるいはワシント
ンにおける諸行事というのもまだはっきりいたし
ません。それから、大きな経費というのはやつ
ぱり飛行機の経費だろうと思えます。これもなか
なか、いろいろなヨーロッパのときと違いまし
て、ヨーロッパのときは国から国へ移動される場
合に飛行機を使っておるわけでございますが、今
度は一国内を飛んで歩くわけで、したがって、そ
こにはアメリカ側の警備であるとか、接伴員とか、

大使館の人とか、いろいろ乗り込んできまして一体どうなることか、ちよつといま心配しているところでございます。そういうような関係がございますから、まだ予算の見当というのはつきかねております。たしかヨーロッパにおいてになりますときも、要するに特別機の飛行機代というのは非常に大きゅうございまして、その他の経費というのはさほどでもないわけでございます。そういう点が決まってきましたとちよつと見当がつかいません。宮内庁には国際親善費という経費がございますが、これはことしの年度に入つてルーマニアの大統領とか、イギリスの女王が見えましたし、いろんな点から大分使い込んでおりますので、恐らく予備金をいただかなきやできないんだらうと思つております。もう少したちませんとその金額の全貌はわかりません。

「河田賢治君、そうすると、ことしの予算の中には大まかに何億なら何億というようなものが組んでないんですか。組んでおつてもそれが少なくなるだろうから予備で今度は支出してもらおうと、こんなお考えなんですか。大体見当はついていたんじゃないんでしょうか。」

○説明員(宇佐美毅君)　いつ陛下がおいでになりますということはそう早くから決まっていたわけではなく、アメリカの大統領が十一月に見えまして、また盛んにお勤めがあつて政府としても適當な時期にということであつたわけでございます。それからいろいろ時期等の検討がございましたし、予算提出後においてもまだ見當がつかかなかつたわけでございます。そういうわけで、いまだにはつきりここでのくらいというおおむねの経費もまだ決まらぬというわけでございますので、まことに申しわけございませんけれども、十月に実現するわけでございますが、そのために必要な経費というのはどううしても予備金をお願いしなきゃならない。宮内庁が持つておりますそういった国際親善費というのは、毎年一億二千万円いただいておるわけです。ですから、とてもそれだけではすでに各国の國賓を迎えておりますし、とても足りないと思います。

○河田賢治君 大体天皇がことし行かれるということとはわかつてゐるわけですから、やっぱり、やつてしまつてからさあ予備費だというよりも、大体先のわかることなんでしょうから、少なくとも随員がどのくらいでアメリカ回ればどのくらいというよううな大まかな見当はつくんじゃないかと思うんですが、それが組んでないというのは私は予算の提出についてちよつとふまじめじゃないかと思うんです。何でも予備費予備費で、済んでしまつてから事後承諾を得るようなやり方は、これは改めるべきじゃないかと思うんです。

○説明員(宇佐美毅君) アメリカにおいてになりますというこの大綱の閣議決定が決まりましたのがことしの二月二十八日で、すでに予算もでき上がっているときでございます。前もってわかりそうなものだと仰せになりますけれども、なかなかこういう問題は慎重にいたさなければできませんので、そう大ざっぱに考えるわけにはいきません。ヨーロッパのときは大体十八日間、ございました、これが一億九千二百万ぐらいでございました。したがって、今度は十四日ぐらいでございますが、大分アメリカの物価も違うようでございますし、ちよつと見当つきませんが、大分航空機賃も上がっておりますし、まあ二億はどうしてもかかる、もう少しよいかならんじやないかと私は思っておりますが、まだやってみなければわかりません。

○河田賢治君 それでまず大まかにわかりまし

もう一つ問題は、これは地元の問題なんです。つまり、修学院離宮の横山というところは、地図で見ますと伊豆半島みたいに南の方が細くなつて、その道路は大体半分ばかりが市の道路なんですから、どうしても非常に狭いんですね、昔の村の道路ですから。そこに舗装はしてあります。そこから少し北側になるところは里道だそうです、最近京都市で聞きますと。だから、まだ籍がどこにもないという無籍な道路だそうなんですが、いずれにしても、その道を、私は二車線にしてくれたいは申しませんよ、私らの家の前は新しく住宅が

建ったところはみな二車線で車の往復はできるわけですが、そこはところどころ広いところがあったりしても、狭い一車線しかない。そこで自動車がかえばお互いにらみ合つて心臓の弱い方が負けて引き下がるわけですよ。そういうところがなんです。ところが離宮の山が、ところどころ山ののすそが道の方へかなり出ているわけです。出ていまして、約二メートルばかりありますから、そうすると先が見えないわけです。最近人口がずつと北の方にふえまして西沮沢といいますが、そこで人家がいつぱい建っちゃったんですね。それでかなり自動車の通行も多い。この間も、離宮の山の木が一本人家の上に倒れたことがあるんですよ。後、宮内庁の方も来られて、そこで要求を出して木を少し切つてもらったり、枝を払つてもらつたことがあるんですが、そこをある程度根本的に、少し道路に下がつているところを削りませんと見通しが悪いわけですね、そんなところが二三カ所ある。それから南の方は非常に道路が狭いんですけれども、自動車が来ますと山際の方を車が通るものですから、そこを買い物に行つた奥さん方が子供を連れたりして避けるところがないといふところもあるわけなんです。最近この山は御承知のとおり修学院離宮から見ますとこれは遠景ですから、借景と言ふんですかね、上の山だけが必要な部分になつて、すその方は人家が建つていますが、別に離宮の景観を壊すわけじゃない。離宮から見る景観のためにそういう土地が離宮の山として残されているわけです。それからずつと山へ行きますと松ヶ崎とか、あるいは金閣寺の奥の山とか、あるいはまた愛宕山とか、京都のずつと西側の山まで離宮から眺望ができて、そういうところの一番とつかりの山になつてゐるわけですから、ここは木が折れたりなんかします。眺望が悪い。それに非常にこのごろ住宅に住む人がところどころ土を持っていくわけです。腐植土ですから。ちよつと木の葉が落ちて熟しているでしょう、そうすると植木なんかにはちよつといい土なんです。ところどころ土を持っていつ

て穴が掘れているようなところもあるわけですよ。それから子供さんがその山へこのごろ登るわけですよ。近くに小さな一般の遊び場があるわけですよ。そこはなかなか使わずに、少しやつぱりテレビなんかの影響で冒険したくて、ちよつとこの三メートルばかりの山へ登つてこから滑り落ちるわけですね。だからそこを自動車を通つたら、とまるわけにいかぬでしょう、山の急なところを滑り降りるんですから。ですから、その辺のことでも私たちが地元の要求としては、出た山のところを、見晴らしが多少でもできるようにまず山を削つてもらいたいということ、それからもう一つは有刺鉄線ですね、とげのある、戦争のときに使いますあの鉄条網、あれがずつと山に張られているんですよ。昔は、私があそこへ移つたころは、まあ十何年になります、そのころはそんな鉄条網なかったんです。これはもう普通のなわを一本ずつと回して、そうして山へ入つてはならぬぞという印になっていたんです。ときどきマツタケが出るとか、キノコがちよつとちよつと出るらしいんですよ。そこでもう百姓さんがずつとなわ一本張つていただけなんです。それが最近はそのこにずつとくいを打つて、そして鉄条網の線がずつと張つてあるんですよ。その間に子供が山を登つて、さあつとすべり降りるわけですね。第一、私の考えではこのような鉄条網——有刺鉄線です、これは私たちが見ても、あそこは何といひますか、風致地区と申します、一つの京都市が保存する地区として指定しているところなんです。そこへ有刺鉄線ですね、宮内庁の建物の山の中にそういうとげのある鉄線が張られているというのは、何としても私は見ても気持ち悪いんですよ。何も鉄線でなくても普通の鉄の棒か、そうでなくとも竹の棒でもいいと思うのですが、そういうものをやつぱり道のふちに——子供が、少し間がありますからこを登るわけですから、これをできるだけ外して道のそばにさくをしてもいい、と、こういう要求が出ているわけですよ。これはなかなか、宮内庁の方から言っていたかぬと、

京都市から言いますと、何しろ宮内庁というところは恐れ多いことなんで、なかなかつかかぬわけですよ。また、用地自身が宮内庁の所有地になつておりますから、これまででもやはり大きな住宅地のできたところはかなり山を削りまして、かつこの悪いみかげ石ですつと積んであるところがあるんですよ。こはやはり宮内庁の山を削つたんですが、大きな団地ができたときに、しかし、こつちの方はそれがありません。だから子供さんが遊んでいるのを見てはらはらするわけですね。そういう要望が実はこの前ありまして、去年宮内庁の方も離宮の方と一諸になつて山なんかを見て回つたんですが、とにかく子供の命って大切ですから、いま普通のところでも、どぶへ落つこちたら、公共団体がさくがしてなかったらそこはもう負担せんならぬでしょう。そうすると、離宮の山なんですか、登るところは。そうすると離宮が問題になるんですよ。だからその辺は、あそここの見通しをよくしてもらふこと、道路を二車線にするのは私もいいなんです。あんまり車が通りますとね、このごろでできるだけ車は避けた方がいいんで、多少一車線にらみ合つてもいいから、細いところもたまにはあつてもよろしい。ただ子供が登らぬようにさくをもう少し感じのいいさくをしてもらつて、それから南の方、一番南端は子供さん、あるいは子供連れの細君たちが身を避けられるようになつてとガードレールか何かを、これは市の方がやると思ふのですけれども、とにかくそういうインシアを離宮の所有者である宮内庁がらつと京都市と話をしてもらつて、そうしてこういう点をひとつやつていただきたい。子供は何といつてもじやんじやんこれから天気がいいと遊びますからね。できるだけ早くこのことをお願いしたいという、こういう問題があるわけですよ。ひとつ宮内庁のどなたか、長官でなくても結構ですよ。

○説明員(宇佐美教君) 特に関西地方におきましては、陵墓でございまして、こいつた問題で、道路等の関係でいろいろさういうことが起こつております。われわれの方針をいたしましては、こちらに支障のない限りお譲りして一般交通がスムーズにいふようにできるだけの努力はいたしているつもりでございます。

ただいま御指摘の修学院離宮の関係は、私は実は現場を拝見しておりませんのでよく存じませんけれども、昭和四十四年に当該道路の一部につきまして、市の要請によつてこちらの道路を広げたこともございまして、ですから、これにつきましては、道路管理者であります市から要請がありまして、われわれは、できることは公共のためにいたしたいと存じます。御質問のあったことは京都事務所の方にも伝えまして、できることはいたすつもりでございます。ただ、山は余り削りますと、あの山は何か地質の関係もございまして崩れる心配もあるんじゃないかという論もございまして、ちよつとこの間際のことでもございまして、それから鉄さくのことでもございまして、短いところなら相当りつぱなものでもできますけれども、非常に大きなところを削うということになりますと、相当経費も要することでもございまして、すぐできるかどうかわかりませんが、もし必要あれば予算をいただかなければできないかと思つております。よく京都事務所から市の方と連絡をとつていくようにいたします。御趣旨はよくわかりました。

○河田賢治君 終わります。

○委員長(加藤武徳君) この際、委員の異動について御報告をいたします。

本日、源田実君及び八木一郎君が委員を辞任され、その補欠として井上吉夫君及び岡本悟君が選任されました。

○委員長(加藤武徳君) 他に御発言もないようでありまして、質疑は終局したものと認めます。

○國務大臣(植木光教君) お許しをいただきます。

て、二点について補足をさせていただきます。

第一点は、委員の御質問の中に、天皇について総理府が世論調査を行ったという結果に基づいての御質問がございましたが、これはNHKが調査をしたものでございまして、これを総理府広報室が発表しております「世論調査」という月刊誌に発表したいと存じます。

それから、太田委員の質問に對しまして、天皇御在位五十年について、衆議院におきまして各省庁と協議をしたいと申したと、こゝろ申しましたが、当時協議をしておりましたので、しているという答弁をいたしました。その後はまだいたしていませんので、今後行事を行うかどうかということについて協議をさせていただきたいと存じますので、この点は訂正をさせていただきます。

以上でございます。

○委員長(加藤武徳君) 世耕君から委員長の手元に修正案が提出されております。

修正案の内容はお手元に配付のとおりでございます。

この際、本修正案を議題といたします。

世耕君から修正案の趣旨説明をお願いします。世耕君。

○世耕政隆君 ただいま議題となりました修正案につきまして、まず、案文を朗読いたします。

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案に対する修正案

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則

この法律は、公布の日から施行し、改正後の第七条及び第八條の規定は、昭和五十年四月一日から適用する。

以上であります。

次に、本修正案の趣旨を簡単に御説明申し上げます。

原案の施行期日である本年四月一日がすでに経

過しておりますので、これを公布の日に変更するとともに、改正後の法律の規定は四月一日にさかのぼって実施しようとするものであります。

以上でございます。

何とぞ、御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(加藤武徳君) それでは、ただいまの修正案に対し、質疑のある方は順次御発言を願います。別に御発言もないようでありますから、これより原案及び修正案について討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御発言もないようでありますから、討論は終局したものと認めます。

それでは、これより皇室経済法施行法の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、世耕君提出の修正案を問題に供します。世耕君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(加藤武徳君) 多数と認めます。よって、世耕君提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(加藤武徳君) 多数と認めます。よって、修正部分を除いた原案は可決されました。

以上の結果、本案は多数をもって修正議決すべきものと決定をいたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

本日はこれで散会いたします。

午後四時三分散会

五月八日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は二月十五日)

一、恩給法等の一部を改正する法律案

五月九日本委員会に左の案件を付託された。

一、靖国神社の国家管理反対に関する請願(第四一九五号)

第四一九五号 昭和五十年五月一日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願(第三通) 請願者 福岡県飯塚市西伊岐須五ノ一 酒

井幸吉外百四十四名

この請願の趣旨は、第四三二号と同じである。

五月十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、靖国神社の国家管理反対に関する請願(第四三二五号)

一、靖国神社の国家管理反対に関する請願(第四三二五号) 請願者 北海道苫小牧市幸町二ノ一ノ二三

松井義一外三百三十二名

第四三二五号 昭和五十年五月七日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願(第三通) 請願者 北海道苫小牧市幸町二ノ一ノ二三

この請願の趣旨は、第四三二号と同じである。

紹介議員 柏谷 照美君

第四三二八号 昭和五十年五月七日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願 請願者 千葉県佐倉市錦木町一、二〇三印

千葉市遺族連合会内 大曾喜一外 五千二百二十五名

紹介議員 高橋 普富

祖国の平和と繁栄の礎となつた二百五十万英霊に対し、国民こそつて感謝の誠を表し、その尊い遺志にこたえるために、一日も速やかに靖国神社の国家維持を実現するよう、「靖国神社法」をせむとも超党派の立場において早急に成立させたい。

理由

英霊を祭る靖国神社が、戦後久しく国の手を離れ、一宗教法人として放置されてきたことは、国家道義の上からも極めて遺憾なことである。最近、靖国神社を国家において維持するため、靖国神社法制定の運びとなつてきたことは、国民多数の深く喜びとするところである。

五月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、靖国神社の国家管理反対に関する請願(第四六五五号)(第四七八二号)(第四七八三三号)(第四八六六号)(第四九四四号)

一、傷病恩給等の改善に関する請願(第四六五五号)(第四八五二二号)(第四八五三三号)(第四八五四四号)(第四八五五五号)(第四八五六六号)(第四九四四号)(第五〇一七号)(第五〇一八号)(第五〇一九号)(第五〇二〇号)(第五〇二二二号)

第四六五五号 昭和五十年五月十二日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願 請願者 札幌市白石区本通九ノ北二二 浦

浜信策外百十六名

この請願の趣旨は、第四三二二号と同じである。

紹介議員 野田 哲君

第四七八二二号 昭和五十年五月十三日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願 請願者 神戸市北区広陵町六ノ九八 川田

博康外四十一名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第四三二二号と同じである。

第四七八三三号 昭和五十年五月十三日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願 請願者 北海道伊達市舟岡町一四四 菊池

牧人外八十六名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第四三二二号と同じである。

第四八六六号 昭和五十年五月十四日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願 請願者 北海道瀬棚郡北松山町宇徳島 関

時治外九十九名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第四三二二号と同じである。

第四九四四号 昭和五十年五月十五日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願 請願者 北海道瀬棚郡北松山町豊岡 佐々

木平馬外五十九名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第四三二二号と同じである。

第四六六六号 昭和五十年五月十二日受理

傷病恩給等の改善に関する請願 請願者 福島市杉妻町二ノ一六県庁社会課

内財団法人福島県傷病軍人会会長 箭内享三郎

紹介議員 鈴木 省吾君

国家補償を充実にせ戦傷病者とその家族が安定した社会生活ができるよう傷病恩給等に関し、次の措置を講ぜられたい。

一、傷病年金受給者が死亡した場合その遺族に対して、生前給与額を参しやくし相当額の遺族補償を速やかに実施すること。

二、昭和二十八年恩給復活以来各項目、款症間に

自衛官の停年と退職年金制度の矛盾の是正に関する請願

請願者 石川県金沢市窪四ノ七三 勝田三郎外九名

紹介議員 増原 恵吉君

この請願の趣旨は、第二九〇二号と同じである。

第五三五七号 昭和五十年五月十九日受理

自衛官の停年と退職年金制度の矛盾の是正に関する請願

請願者 鹿児島市薬師町三二〇 田中重綱外八名

紹介議員 増原 恵吉君

この請願の趣旨は、第二九〇二号と同じである。

第五二一八号 昭和五十年五月十六日受理

傷病恩給等の改善に関する請願

請願者 石川県金沢市清川町一〇ノ二〇財団法人石川県傷病軍人会会長 徳田保久

紹介議員 安田 隆明君

この請願の趣旨は、第四六五六号と同じである。

第五二一九号 昭和五十年五月十六日受理

傷病恩給等の改善に関する請願

請願者 高知市北本町一ノ一ノ三七高知県傷病軍人連合会内 三石重行

紹介議員 林 達君

この請願の趣旨は、第四六五六号と同じである。

第五一六九号 昭和五十年五月十七日受理

傷病恩給等の改善に関する請願

請願者 鳥取市東町鳥取県厚生援護課内鳥取県傷病軍人会内 島田安夫

紹介議員 石破 二郎君

この請願の趣旨は、第四六五六号と同じである。

第五三五八号 昭和五十年五月十九日受理

傷病恩給等の改善に関する請願

請願者 山形市六日町八ノ二七山形県傷病軍人会内 鈴木美記

紹介議員 安孫子藤吉君

この請願の趣旨は、第四六五六号と同じである。

第五三五九号 昭和五十年五月十九日受理

傷病恩給等の改善に関する請願

請願者 茨城県水戸市宮町二ノ一ノ三四財団法人茨城県傷病軍人会会長 生天目重之

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第四六五六号と同じである。

第五三六〇号 昭和五十年五月十九日受理

傷病恩給等の改善に関する請願

請願者 山口市春日町七ノ二社会福祉会館内財団法人山口県傷病軍人会会長 水津実雄

紹介議員 二木 謙吾君

この請願の趣旨は、第四六五六号と同じである。

第五三六一号 昭和五十年五月十九日受理

傷病恩給等の改善に関する請願

請願者 新潟市関屋金鉢山町九五新潟県傷病軍人会内 小野塚祐治

紹介議員 亘 四郎君

この請願の趣旨は、第四六五六号と同じである。

第五六〇五号 昭和五十年五月二十日受理

傷病恩給等の改善に関する請願

請願者 長野県大町市常盤 川上年男
紹介議員 夏目 忠雄君
この請願の趣旨は、第四六五六号と同じである。

第五二三四号 昭和五十年五月十七日受理

国家公務員労働者の賃金・労働条件改善等に関する請願

請願者 山梨県甲府市塩部三ノ三ノ一〇山野藤次外百二十九名

紹介議員 小笠原貞子君

国家公務員労働者の賃金・労働条件を改善するとともに、労働基本権の保障をはじめ民主的権利を確立するため、次の事項の実現を図りたい。
一、国家公務員労働者の賃金を最低三万円引き上げる。
二、労働時間を短縮し、週休二日・週四十時間制を確立すること。そのために必要な制度の改正を行うこと。
三、国家公務員にスト権をはじめとする労働基本権を回復し、法制的に保障するため国家公務員法を改正すること。なお、不当処分を撤回し、実績回復を行うこと。

第五二四二号 昭和五十年五月十七日受理

国家公務員労働者の賃金・労働条件改善等に関する請願

請願者 広島県安芸郡熊野町平谷二五一植本明外九百八十名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第五二三四号と同じである。

第五二五二号 昭和五十年五月十九日受理

国家公務員労働者の賃金・労働条件改善等に関する請願

請願者 山梨県甲府市太田町一ノ一一町田松子外百二十四名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第五二三四号と同じである。

紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第五二三四号と同じである。

第五二五三号 昭和五十年五月十九日受理

国家公務員労働者の賃金・労働条件改善等に関する請願

請願者 山口県下松市東河原字堀 久保都外百二十四名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第五二三四号と同じである。

第五二五四号 昭和五十年五月十九日受理

国家公務員労働者の賃金・労働条件改善等に関する請願

請願者 福井県武生市押田町 藤川紀子外百二十八名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第五二三四号と同じである。

第五二六二号 昭和五十年五月十九日受理

国家公務員労働者の賃金・労働条件改善等に関する請願

請願者 大阪府南河内郡狭山町半田 田中昇外三十四名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第五二三四号と同じである。

第五二六三号 昭和五十年五月十九日受理

国家公務員労働者の賃金・労働条件改善等に関する請願

請願者 秋田市中通六ノ五ノ一九 朝倉伸雄外百五十五名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第五二三四号と同じである。

第五二七二号 昭和五十年五月十九日受理
国家公務員労働者の賃金・労働条件改善等に関する請願
請願者 山口県小野田市中川町山手 戸倉武男外九十二名
紹介議員 沓脱タケ子君
この請願の趣旨は、第五二三四号と同じである。

第五二七三号 昭和五十年五月十九日受理
国家公務員労働者の賃金・労働条件改善等に関する請願
請願者 福井県三方郡美浜町金山二五ノ二 和多田雅外六十五名
紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第五二三四号と同じである。

第五二九二号 昭和五十年五月十九日受理
国家公務員労働者の賃金・労働条件改善等に関する請願
請願者 大分市城南東組 大富清治外百二名
紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第五二三四号と同じである。

第五二九三三号 昭和五十年五月十九日受理
国家公務員労働者の賃金・労働条件改善等に関する請願
請願者 山口県下関市富任吹上四七五ノ三 田中房美外百三十五名
紹介議員 加藤 進君
この請願の趣旨は、第五二三四号と同じである。

第五二九四号 昭和五十年五月十九日受理
国家公務員労働者の賃金・労働条件改善等に関する請願
請願者 秋田市新屋栗田町 小林雅志外九十二名
紹介議員 岩間 正男君

請願者 愛知県豊田市百々町六ノ六 田村 順一外六十八名
紹介議員 河田 賢治君
この請願の趣旨は、第五二三四号と同じである。

第五三六六号 昭和五十年五月十九日受理
国家公務員労働者の賃金・労働条件改善等に関する請願
請願者 栃木県佐野市堀米町二六一 白居 欣二外九十一名
紹介議員 塚田 大願君
この請願の趣旨は、第五二三四号と同じである。

第五三六七号 昭和五十年五月十九日受理
国家公務員労働者の賃金・労働条件改善等に関する請願
請願者 長崎県北松浦郡田平町里免六〇九 村上朋子外十九名
紹介議員 星野 力君
この請願の趣旨は、第五二三四号と同じである。

第五三八〇号 昭和五十年五月十九日受理
国家公務員労働者の賃金・労働条件改善等に関する請願
請願者 山口県小野田市第二日の出町 中村武夫外三十九名
紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第五二三四号と同じである。

第五四七三三号 昭和五十年五月二十日受理
国家公務員労働者の賃金・労働条件改善等に関する請願
請願者 福島県双葉郡富岡町夜の森南三ノ七 佐藤憲一外二百四十八名
紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第五二三四号と同じである。

この請願の趣旨は、第五二三四号と同じである。
第五四七四号 昭和五十年五月二十日受理
国家公務員労働者の賃金・労働条件改善等に関する請願
請願者 熊本県玉名市伊倉北方 吉川フサエ外六十七名
紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第五二三四号と同じである。

第五四七五号 昭和五十年五月二十日受理
国家公務員労働者の賃金・労働条件改善等に関する請願
請願者 山口市上恋路二二〇ノ一 藤井淳外四十名
紹介議員 春日 正一君
この請願の趣旨は、第五二三四号と同じである。

第五四七六号 昭和五十年五月二十日受理
国家公務員労働者の賃金・労働条件改善等に関する請願
請願者 奈良県天理市田町一五六 岡本苦太郎外六十四名
紹介議員 小巻 敏雄君
この請願の趣旨は、第五二三四号と同じである。

第五四七七号 昭和五十年五月二十日受理
国家公務員労働者の賃金・労働条件改善等に関する請願
請願者 福島県双葉郡富岡町夜の森南三ノ七 佐藤憲一外二百四十八名
紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第五二三四号と同じである。

第五六〇四号 昭和五十年五月二十日受理
青野ヶ原ホーク部隊設置反対に関する請願
請願者 兵庫県小野市中町四八七ノ一 藤原博
紹介議員 矢原 秀男君
この請願の趣旨は、第六〇三三号と同じである。

五月二十七日日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は三月七日)
一、許可、認可等の整理に関する法律案
許可、認可の整理に関する法律案
(小字及び一は衆議院修正の部分)

第五五 (外国人登録法の一部改正)
第十五号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項中「六十日」を「九十日」に、「三十日」を「六十日」に改める。
第四条第一項中「左の各号」を「次の各号」に改め、同項第十六号中「の地番」を削る。
第六条第一項中「き損し」を「き損し」に、「左の各号」を「次の各号」に改め、同項第一号中「登録証明書引替交付申請書」を「登録証明書交付申請書」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 旅券
第六条第三項を次のように改める。
3 市町村の長は、第一項の申請があつたときは、登録原票の記載が事実と合っているかどうかの確認をしなければならない。
第六条中第六項を削り、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一号を加える。

4 市町村の長は、前項の確認をしたときは、

登録原票に基づき新たに登録証明書を交付し
なければならぬ。

第七條第一項中「因り」を「より」に、「左の各
号」を「次の各号」に改め、同項第一号中「登録証
明書再交付申請書」を「登録証明書交付申請書」
に改め、同項第三号中「除く外」を「除くほか」に
改め、同号を同項第四号とし、同項第二号を同
項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加
える。

二 旅券

第七條第三項を次のように改める。

13 市町村の長は、第一項の申請があつたとき
は、登録原票の記載が事実にあつてゐるかど
うかの確認をしなければならぬ。

第七條第七項を削り、同條第六項中「登録証明
書の再交付」を「第四項の規定により登録証明
書の交付」に、「因り」を「より」に、「すみやかに」を
「速やかに」に改め、同項を同條第七項とし、同
條第五項中第三項を「第四項」に、「再交付」を
「交付」に改め、同項を同條第六項とし、同條第
四項を同條第五項とし、同條第三項の次に次の
一項を加える。

4 市町村の長は、前項の確認をしたときは、
登録原票に基づき新たに登録証明書を交付し
なければならぬ。

第八條第一項及び第二項中「居住地変更登録
申請書」を「変更登録申請書」に改める。

第八條の二第二号中「第六條第四項、第七條
第四項及び第十一條第四項」を「第六條第五項、
第七條第五項及び第十一條第五項」に改め、同條
第三号中「すみやかに」を「速やかに」に改める。
第九條第一項中「居住地以外の記載事項」を
「記載事項のうち、第四條第一項第三号、第六号、
第九号又は第十九号に掲げる事項」に改め、同條
第二項中「前條第三項」を「第八條第三項」に、「前

項の申請の場合に、同條第七項の規定は、前項」
を「前二項の申請の場合に、同條第七項の規定
は、第一項」に改め、同項を同條第三項とし、同
條第一項の次に次の一項を加える。

2 外国人は、登録原票の記載事項のうち、第
四條第一項第七号、第十一号、第十二号、第
十七号又は第十八号に掲げる事項に変更を生
じた場合には、第六條第一項、第七條第一項、
第八條第一項若しくは第二項、前項又は第十
一條第一項の申請のうち当該変更を生じた日
後における最初の申請をする時までに、その
居住地の市町村の長に対し、変更登録申請書
及びその変更を生じたことを証する文書を提
出して、その記載事項の変更の登録を申請し
なければならぬ。

第十條に次の二項を加える。

3 市町村の長は、第六條第一項、第七條第一
項、第八條第一項若しくは第二項、前條第一
項若しくは第二項又は第十一條第一項の申請
があつた場合において、その申請に係る外国
人の在留資格又は在留期間に変更があつたこ
とを知つたときは、当該外国人に係る登録原
票に当該変更の登録をし、かつ、第八條第三
項（前條第三項において準用する場合を含む。）
の規定により当該外国人に返還すべき登
録証明書の在留資格又は在留期間の記載を書
き換えなければならぬ。

14 入国審査官（出入国管理令に定める入国審
査官をいう。以下同じ。）は、第四條第一項の
登録を受けた外国人の在留資格又は在留期間
に変更があつたときは、当該外国人の所持す
る登録証明書に新たな在留資格又は在留期間
を記入するものとする。

第十條の二第二項中「第九條第一項並びに前
條第一項」を「第九條第一項及び第二項並びに前

條第一項及び第三項」に改める。

第十一條第一項中「登録を受けた日」の下に
「（第六條第三項、第七條第三項又はこの條第三
項の確認を受けた場合には、最後に確認を受け
た日）」を加え、「登録原票の記載が事実にあつて
ゐるかどうかの確認」を「登録証明書の切替交
付」に改め、後段を削り、同項第一号中「登録事
項確認申請書」を「登録証明書交付申請書」に改
め、同條第三項を次のように改める。

13 市町村の長は、第一項の申請があつたとき
は、登録原票の記載が事実にあつてゐるかど
うかの確認をしなければならぬ。

第十一條第六項を削り、同條第五項中「第三
項」を「第四項」に改め、同項を同條第六項とし、
同條第四項を同條第五項とし、同條第三項の次
に次の一項を加える。

14 市町村の長は、前項の確認をしたときは、
登録原票に基づき新たに登録証明書を交付し
なければならぬ。

第十一條第七項中「第三項」を「第四項」に改
め、同條第八項中「第三項」を「第四項」に、「すみ
やかに」を「速やかに」に改め、同條第十項を削
る。

第十二條第一項中「出入国管理令に定める入
国審査官をいう。以下同じ。」を削り、同條第四
項を削る。

第十二條の二を次のように改める。

（再入国の許可を受けて出国する者の登録証
明書）

第十二條の二 出入国管理令第二十六條の規定
による再入国の許可を受けて出国した外国人
が再入国しなかつたことにより当該許可の効
力が失われたときは、その者に対して交付さ
れた登録証明書は、その効力を失う。

12 前項の規定によりその効力が失われた登録

証明書を所持する同項の外国人が再び本邦に
在留することになつたときは、当該外国人は、
速やかに上陸した出入国港の入国審査官又は
その居住地の市町村の長に対し、当該登録証
明書を返納しなければならぬ。

第十四條第三項及び第四項を削り、同條第五
項中「第一項又は第三項」を「第一項」に、「第一項
に規定する」を「同項に規定する」に改め、「又は
第三項に規定する申請に伴い書き換えて返還さ
れる登録証明書」を削り、「第十五條第二項」を
「次條第二項」に、「同條同項」を「同項」に改め、同
項を同條第三項とし、同條第六項中「又は第三
項」を削り、同項を同條第四項とする。

第十五條第一項中「（第十二條の二第一項の規
定によるものを除く。）を削り、「第十一條第五
項」を「第十一條第六項」に改め、同條第二項中
「因り」を「より」に、「左の各号」を「次の各号」
に、「第十二條の二第一項の規定による登録証明
書の提出又は第七條第六項、第十一條第八項若
しくは第十二條第一項若しくは第二項を「第七
條第七項、第十一條第八項、第十二條第一項若
しくは第二項又は第十二條の二第二項」に改め
る。

第十五條の二第二項中「第十一條第一項又は
第十二條の二第三項」を「若しくは第二項又は第
十一條第一項」に改める。

第十六條第一項中「第九條第二項」を「第九條
第三項」に、「第十條第一項」を「第十條第一項若
しくは第三項」に改める。

第十八條第一項中「左の各号」を「次の各号」
に、「禁こ」を「禁錮」に改め、同項第一号中「第
十一條第一項又は第十二條の二第三項」を「若し
くは第二項又は第十一條第一項」に、「こえて」を
「超えて」に改め、同項第二号及び第三号中「第
十一條第一項又は第十二條の二第三項」を「若し

昭和五十年六月十二日印刷

昭和五十年六月十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局